

**消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号）**

○消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令（平成十九年政令第三百七十二号）

○消費生活協同組合法施行令

○消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成十九年政令第三百七十四号）

政令第三百七十二号

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成十九年法律第四十七号）附則第一条第一号の規定に基づき、この政令を制定する。

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行期日は、平成十九年十二月十九日とする。

政令第三百七十三号

消費生活協同組合法施行令

内閣は、消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）第十条第三項、第十二条の二第一項、第十二条の三第二項、第二十八条第四項、第三十条の三第三項、第三十一条の八第一項、第二項及び第三項、第四十九条第三項（同法第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。）、第五十条の五、第五十一条第一項、第五十三条の四第四項、第五十三条の六第二項、第五十四条の二第一項、第七十三条並びに第九十条第一項及び第四項、同法第十二条の二第三項において準用する保険業法（平成七年法律第百五号）第三百九条第一項第六号及び第二項並びに消費生活協同組合法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十四条の二第四項（同法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。）、第三十四条の三第三項（同法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。）及び第三十七条第一項第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

（兼業の制限の対象となる共済事業を行う消費生活協同組合の範囲に係る基準）

第一条 共済掛金の総額に係る消費生活協同組合法（以下「法」という。）第十条第三項の政令で定める基準は、当該事業年度の前々事業年度の年間収受共済掛金総額（一事業年度において収受した共済掛金又は収受すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻したももの又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）その他厚生労働省令で定めるものの合計額から当該事業年度において支払った解約返戻金又は支払うべきことの確定した解約返戻金の合計額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）及び前事業年度の年間収受共済掛金総額がそれぞれ十億円であることとする。

2 共済金額に係る法第十条第三項の政令で定める基準は、一の被共済者当たりの共済金額が百万円であることとする。

（共済契約の締結の代理又は媒介の業務の委託を受ける者）

第二条 法第十二条の二第一項の政令で定める者は、労働金庫（共済契約の締結の代理又は媒介の業務を委託する組合（法第四条に規定する組合をいう。以下同じ。）が会員となっているものに限る。）とする。

（共済契約の申込みの撤回等ができない場合）

第三条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第一項第六号に規定する政令で定める

場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 申込者等（共済事業（法第十条第二項に規定する共済事業をいう。以下同じ。）を行う組合に対し共済契約の申込みをした者又は共済契約者をいう。以下同じ。）が、共済事業を行う組合又は共済代理店（法第十二条の二第三項に規定する共済代理店をいう。以下この条において同じ。）に対し、あらかじめ日を通知してその営業所、事務所その他これらに準ずる場所（以下この号及び次号において「営業所等」という。）を訪問し、かつ、当該通知し、又は訪問した際に自己の訪問が共済契約の申込みをするためのものであることを明らかにした上で、当該営業所等において当該共済契約の申込みをした場合
- 二 申込者等が、自ら指定した場所（共済事業を行う組合又は共済代理店の営業所等及び当該申込者等の居宅を除く。）において共済契約の申込みをすることを請求した場合において、当該共済契約の申込みをしたとき。
- 三 申込者等が、郵便その他の厚生労働省令で定める方法により共済契約の申込みをした場合
- 四 申込者等が、共済契約に係る共済掛金又はこれに相当する金銭の払込みを共済事業を行う組合又は共済代理店の預金又は貯金の口座への振込みにより行った場合（当該共済契約の相手方である共済事業を

行う組合若しくは当該共済契約に係る共済募集を行った共済代理店又はこれらの役員若しくは使用人に依頼して行った場合を除く。）

五 申込者等が、共済事業を行う組合の指定する医師による被共済者の診査をその成立の条件とする共済契約の申込みをした場合において、当該診査が終了したとき。

六 当該共済契約が、勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）第六条に規定する勤労者財産形成貯蓄契約、勤労者財産形成年金貯蓄契約又は勤労者財産形成住宅貯蓄契約であるとき。

七 当該共済契約が、金銭消費貸借契約、賃貸借契約その他の契約に係る債務の履行を担保するための共済契約であるとき。

八 当該共済契約が、既に締結されている共済契約（以下この号において「既契約」という。）の更改（共済金額その他の給付の内容又は共済期間の変更に係るものに限る。）若しくは更新に係るもの又は既契約の共済金額、共済期間その他の内容の変更に係るものであるとき。

（共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第四条 共済事業を行う組合は、法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第二項の規定

により同項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該申込者等に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該申込者等から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該申込者等に対し、法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第二項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申込者等が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約の相手方に対する情報通信の技術を利用する方法による提供の承諾等）

第五条 共済事業を行う組合は、法第十二条の三第二項において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条の二第四項（準用金融商品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項を提供しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該事項を提供する相手方に対し、その用いる同項前段に規定す

る方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（特定共済契約の相手方からの情報通信の技術を利用する方法による同意の取得の承諾等）

第六条 共済事業を行う組合は、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意を得ようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該同意を得ようとする相手方に対し、その用いる同項前段に規定する方法（以下この条において「電磁的方法」という。）の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。



2 前項の規定による承諾を得た共済事業を行う組合は、当該相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該相手方に対し、準用金融商品取引法第三十四条の三第三項に規定する同意の取得を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(特定共済契約に関して利用者の判断に影響を及ぼす重要事項)

第七条 準用金融商品取引法第三十七条第一項第三号に規定する政令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 特定共済契約（法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約をいう。次号において同じ。）に関して利用者が支払うべき手数料、報酬その他の対価に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの
- 二 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品取引法第二条第十四項に規定する金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失（当該特定共済契約が締結されることにより利用者支払う共済掛金の合計額が当該特定共済契約が締結されることにより当該利用者の取得する共済金等（法第五十条の五に規定する共済金等をいう。以下この号において同じ。）

）の合計額を上回る場合における当該共済掛金の合計額から当該共済金等の合計額を控除した金額をいう。以下この号において同じ。）が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある旨及びその理由

三 前二号に掲げる事項に準ずるものとして厚生労働省令で定める事項

（特定共済契約の締結について準用する金融商品取引法の規定の読替え）

第八条 法第十二条の三第二項の規定により金融商品取引法第三十四条、第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号の規定を準用する場合には、同法第三十四条中「同条第三十一項第四号」とあるのは「第二条第三十一項第四号」と、同法第三十七条第一項第一号及び第三十七条の三第一項第一号中「商号、名称又は氏名」とあるのは「名称」と読み替えるものとする。

（組合員等以外の者からの監事の選任を要する組合の範囲）

第九条 法第二十八条第四項の政令で定める基準は、最終の貸借対照表（法第三十一条の八第二項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第四百三十九条前段に規定する場合にあつては、同項にお

いて準用する同条の規定により通常総会に報告された貸借対照表をいい、組合の成立後最初の通常総会までの間においては、法第三十一条の七第一項の貸借対照表をいう。第十一条において同じ。）の負債の部に計上した額の合計額が二百億円であることとする。

（役員職務及び権限について準用する会社法の規定の読替え）

第十条 法第三十条の三第三項の規定により組合の役員職務及び権限について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百八十一条第三項	子会社に	子会社（消費生活協同組合法第二十八条第五項に規定する子会社をいい、共済事業（同法第十条第二項に規定する共済事業をいう。）を行う組合にあつては、同法第五十条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に

第三百八十六条第一項	第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条	消費生活協同組合法第三十条の九第二項
第三百八十六条第二項	条	消費生活協同組合法第三十条の九第二項

(会計監査人の監査を要する共済事業を行う消費生活協同組合の範囲)

第十一条 法第三十一条の八第一項の政令で定める基準は、最終の貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が二百億円であることとする。

(会計監査人の監査を要する組合等について準用する会社法の規定の読替え)

第十二条 法第三十一条の八第二項の規定により会計監査人の監査を要する組合について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百二十九条	第四百三十六条第三項	消費生活協同組合法第三十一条の七第六項
計算書類が		決算関係書類(同条第二項に規定する決算

法第三十一条の八第三項の規定により会計監査人について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第四百四十四条第一項 第二項、第四項から第六項まで及び第七項（第二号を除く。）	企業集団	前条第二項 計算書類の 連結計算書類	関係書類をいう。）が
	集団	同条第八項 決算関係書類の 連結決算関係書類	
読み替える会社法の規定 第三百三十七条第三項第一号	読み替えられる字句 第四百三十五条第二項に規定する計算書類	読み替える字句 決算関係書類（消費生活協同組合法第三十条の七第二項に規定する決算関係書類を	

		<p>いう。第三百九十六条第一項において同じ。</p>
<p>第三百三十七条第三項第二号</p>	<p>子会社</p>	<p>子会社等（消費生活協同組合法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）</p>
<p>第三百九十六条第一項</p>	<p>次章の定めるところ</p>	<p>消費生活協同組合法第三十一条の八第一項の規定及び同条第二項において準用する第四百四十四条第一項の規定</p>
	<p>計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類並びに連結計算書類</p>	<p>決算関係書類及び連結決算関係書類（当該組合及びその子会社等から成る集団の財産及び損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）</p>

<p>第三百九十六条第三項、 第四項並びに第五項第二 号及び第三号</p>	<p>子会社</p>	<p>子会社等</p>
---	------------	-------------

(出資一口の金額の減少等の場合に各別に異議の催告をすることを要しない債権者)

第十三条 法第四十九条第三項(法第五十条の二第四項、第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める債権者は、共済契約に係る債権者とする。

(健全性の基準の対象となる共済事業を行う消費生活協同組合の範囲に係る基準)

第十四条 法第五十条の五の政令で定める基準は、事業年度の開始の時に於ける組合員の総数が千人であることとする。

(組合が貸付事業を適正に実施するために必要な純資産額等)

第十五条 法第五十一条第一項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時に於ける組合員の総数が千人であることとする。

2 法第五十一条第一項の政令で定める金額は、五千万円とする。

(変更対象外契約の範囲)

第十六条 法第五十三条の四第四項の政令で定める共済契約は、次に掲げる共済契約とする。

- 一 契約条件の変更の基準となる日(次号において「基準日」という。)において既に共済事故が発生している共済契約(当該共済事故に係る共済金の支払により消滅することとなるものに限る。)
- 二 基準日において既に共済期間が終了している共済契約(基準日において共済期間の途中で解約その他の共済契約の終了の事由が発生しているものを含み、前号に掲げるものを除く。)

(契約条件の変更の限度)

第十七条 法第五十三条の六第二項の政令で定める率は、年百分の三とする。

(共済事業を行う組合の出資の総額)

第十八条 法第五十四条の二第一項の政令で定める基準は、事業年度の開始の時における組合員の総数が千人であることとする。

(組合の解散及び清算等について準用する会社法の規定の読替え)



第十九条 法第七十三条の規定により組合の解散及び清算について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百七十八条第四項	第一項及び第二項	消費生活協同組合法第七十二条の規定及び同法第七十三条において準用する第二項
	第四百七十五条第二号又は第三号	第四百七十五条第二号
第四百七十九条第一項	前条第二項から第四項まで	前条第二項及び第四項
第四百八十三条第五項及び第四百八十五条	第四百七十八条第二項から第四項まで	第四百七十八条第二項及び第四項
第四百九十二条第一項	清算人（清算人会設置会社にあっては、第四百八十九条第七項各号に掲げる清算人）	清算人

2

法第七十三条の規定により組合の清算人について会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

<p>第四百九十二条第一項及び第四百九十九条第一項</p>	<p>第四百七十五条各号</p>	<p>第四百七十五条第一号及び第二号</p>
<p>第八百七十一条第二号</p>	<p>第八百七十四条各号</p>	<p>第八百七十四条第一号及び第四号</p>
<p>第八百七十二号第四号</p>	<p>第八百七十条各号</p>	<p>第八百七十条第二号及び第三号</p>
<p>同条第二号、第五号及び第七号</p>	<p>同条第二号</p>	
<p>、当該各号</p>	<p>号</p>	<p>、同号</p>
<p>読み替える会社法の規定</p>	<p>読み替えられる字句</p>	<p>読み替える字句</p>
<p>第三百八十六条第一項</p>	<p>第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条</p>	<p>消費生活協同組合法第七十三条において準用する同法第三十条の九第二項</p>

第三百八十六条第二項	第三百四十九条第四項	消費生活協同組合法第七十三条において準用する同法第三十条の九第二項
第五百八条第一項	清算人（清算人会設置会社に あつては、第四百八十九条第 七項各号に掲げる清算人）	清算人

3 法第七十三条の規定により組合の清算人の責任を追及する訴えについて会社法の規定を準用する場合におけるこれらの規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第八百五十条第四項	第五十五条、第二百二十条第五項、第四百二十四条（第四百八十六条第四項において準用する場合を含む。）、第四百六十二条第三項（同項ただし	消費生活協同組合法第七十三条において準用する同法第三十一条の三第三項

書に規定する分配可能額を超えない部分について負う義務に係る部分に限る。）、第四百六十四条第二項及び第四百六十五条第二項

（組合の総会又は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十条 法第九十条第一項の規定により組合の総会又は創立総会の決議の不存在若しくは無効の確認又は取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第一項（第一号トに係る部分に限る。）の規定を準用する場合には、同項中「第九百三十条第二項各号」とあるのは、「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」と読み替えるものとする。

（組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について準用する会社法の規定の読替え）

第二十一条 法第九十条第四項の規定により組合の合併の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合について会社法第九百三十七条第四項の規定を準用する場合には、同項中「同項各号」とあるのは「同項第二号及び第三号」と、「組織変更、合併又は会社分割」とあるのは「合併」と、「第九百三十条第二項各号」とあるのは「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」と、「前項各号」とあるのは「前項第二号及び第三号」と読み替えるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第十五条及び次条の規定は、消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成十九年法律第四十七号）附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。

##### (経過措置)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の日から平成二十年四月十八日までの間は、第十五条第二項中「五千万円」とあるのは、「五百万円」とする。

2 平成二十年四月十九日から同年九月十八日までの間は、第十五条第二項中「五千万円」とあるのは、「二千万円」とする。

第三条 この政令の施行の日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）の施行の日の前日までの間は、第二十条中「第九百三十条第二項各号」とあるのは「会社の本店（第一号トに規定する場合であつて当該決議によつて第九百三十条第二項各号に掲げる事項についての登記がされておるときにあつては、本店及び当該登記に係る支店）」と、「消費生活協同組合法第八十一条第二項各号」とあるのは「組合（消費生活協同組合法第四条に規定する組合をいう。）の主たる事務所及び従たる事務所」と、第二十一条中「第八十一条第二項各号」とあるのは「第七十四条第二項各号」とする。

（消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令の一部改正）

第四条 消費者契約法第十三条第五項第一号及び第六号イの法律を定める政令（平成十九年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

(金融商品取引法施行令の一部改正)

第五条 金融商品取引法施行令(昭和四十年政令第三百二十一号)の一部を次のように改正する。

第十八条の四の三第五項の表農業協同組合法第十条第一項第十号の事業を行う同法第五条に規定する組合の項の次に次のように加える。

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)第十条第二項に規定する共済事業を行う同法第四条に規定する組合	消費生活協同組合法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約の締結	厚生労働大臣
---	----------------------------------	--------

政令第三百七十四号

消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令

内閣は、消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（平成十九年法律第四十七号）附則第三条及び第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

（改正法附則第三条の政令で定める日）

第一条 消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第三条第一項の政令で定める日は、平成二十年四月十九日とする。

2 改正法附則第三条第二項の政令で定める日は、平成二十年九月十九日とする。

（改正法附則第四条の政令で定める基準）

第二条 共済掛金の総額に係る改正法附則第四条の政令で定める基準は、当該事業年度の前々事業年度の年間收受共済掛金総額（一事業年度において收受した共済掛金又は收受すべきことの確定した共済掛金（当該共済掛金のうちに払い戻したものの又は払い戻すべきものがある場合には、その金額を控除した金額）その他厚生労働省令で定めるものの合計額から当該事業年度において支払った解約返戻金又は支払うべきこ



との確定した解約返戻金の合計額を控除した額をいう。以下同じ。）及び前事業年度の年間収受共済掛金総額がそれぞれ十億円であることとする。

2 共済金額に係る改正法附則第四条の政令で定める基準は、一の被共済者当たりの共済金額が百万円であることとする。

#### 附 則

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十二月十九日）から施行する。



## 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・ 法務庁・厚生省・農林省令第一号）

○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令  
案新旧対照条文

平成19年12月26日から平成20年1月15日にかけて  
実施した「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の  
省令についての意見募集」の際に添付した資料であり、今後、  
変更がありえる。

また、今後、会計に関する事項や数理に関する事項等も含め  
て省令案全体について行政手続法に基づく意見募集を行う予定  
としている。

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案」  
についての意見募集

平成 19 年 1 2 月 2 6 日  
厚生労働省社会・援護局地域福祉課

平成19年5月16日に「消費生活協同組合法の一部を改正する等の法律」が公布されたことを受け、今般、「消費生活協同組合法施行規則」、「消費生活協同組合財務処理規則」等の改正を検討しており、改正に先立って、省令案について、広く御意見・御提案を募集します。

つきましては、本案に関して御意見・御提案のある場合には、下記により御提出いただきたい。

なお、今回の意見募集は、行政手続法に基づかない「任意の意見募集」として実施しております。よって、省令案のうち、会計に関する事項や数理に関する事項等の一部の省令案については、当課での検討の進捗状況の関係から掲載しておりません。

後日、今回の意見募集の結果も踏まえ、省令案全体につきまして、「行政手続法に基づく意見募集」を実施する予定としております。

記

**意見募集対象**

「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案」

**意見提出要領**

1. 意見募集期限

平成20年1月15日（火）17時 ※郵送の場合は同日必着

2. 意見の提出方法

別紙の意見提出様式に則して、日本語で記載の上、以下のいずれかの方法で御意見を提出して下さい。いずれの場合にも、件名に「消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案」についての意見」とご記入願います。

なお、電話での受付は対応しかねますので、あらかじめご了承ください。

(1) ファクシミリの場合

FAX番号：03-3592-1459

厚生労働省社会・援護局地域福祉課宛

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

厚生労働省社会・援護局地域福祉課宛

(3) 電子メールの場合

syourei1@mhlw.go.jp

(ファイルをテキスト形式にして送付して下さい。)

### 3. 意見の提出上の注意

氏名（法人の場合は、法人名）・住所等の連絡先（電話番号、お持ちであればFAX番号及び電子メールアドレス）は必ず明記して下さい。（御意見を十分把握するため連絡をとらせていただくこともありますので、漏れなくご記入ください。）

記入漏れや本要領に即して記述されていない場合には、御意見を無効扱いとさせていただきますので、ご注意ください。

### 4. 意見の公開等について

皆様からいただいた御意見は、氏名（法人名）・住所等の連絡先を除き全て公開させて頂く可能性がありますので、あらかじめご了承ください。

また、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。



消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令案新旧対照条文

○ 消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令・法務庁令・厚生省令・農林省令第一号）（平成二十年四月一日施行）  
（第○条関係）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 通則</p> <p>第二章 事業</p> <p>第三章 組合員</p> <p>第四章 管理</p> <p>第五章 共済契約に係る契約条件の変更</p> <p>第六章 子会社等</p> <p>第七章 設立</p> <p>第八章 合併等</p> <p>第九章 登記</p> <p>第十章 監督</p> <p>第十一章 雑則</p> <p>附則</p> <p>（申請書）</p> <p>第①条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）が、消費生活協同組合法（以下「法」という。）の規定により認可、許可又は承認を受けようとするときは、申請書を提出しなければならない。</p> <p>（区域を越えて設立できない場合）</p> <p>第②条 法第五条第二項ただし書に規定される厚生労働省令で定める</p>	<p>【消費生活協同組合法施行規則】</p> <p>（申請書）</p> <p>第一条 消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下組合と総称する。）が、消費生活協同組合法（以下法という。）の規定により認可又は許可を受けようとするときは、申請書を提出しなければならない。</p> <p>（新規）</p>

場合は、当該消費生活協同組合が法第十条第二項に規定する共済事業（以下「共済事業」という。）を行う場合とする。

（共済事業）

第③条 法第十条第二項の組合員（法第九条に規定する組合員をいう。以下同じ。）の保護を確保することが必要なものとして厚生労働省令で定めるものは、一の被共済者当たりの共済金額が十万円を超える共済契約の締結を行う事業とする。

（保険会社の業務の代理又は事務の代行）

第④条 法第十条第二項の厚生労働省令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

- 一 保険募集（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二十六項に規定する保険募集をいう。以下同じ。）
- 二 前号の業務に関連する電子計算機に関する事務（電子計算機を使用することにより機能するシステムの設計若しくは保守又はプログラムの設計、作成若しくは保守を行う業務を含む。）であつて、共済事業又は受託共済事業（法第十条第二項に規定する受託共済事業をいう。）を行う組合が法第十条第二項に規定する保険会社の委託を受けて行うもの

（他の事業を行う場合の行政庁の承認）

第⑤条 法第十条第三項ただし書に規定する承認（消費生活協同組合の行う共済事業が、共済事業を行う他の組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について負担部分を有しない場合に限る。）を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添えて行政庁に提出しなければならない。

- 一 承認申請に係る事業の内容を記載した書面
- 二 承認申請に係る事業に係る三事業年度の事業計画書
- 三 承認申請に係る事業に係る三事業年度の収支予算書

（新規）

（新規）

（新規）



- 四 承認申請を行う組合の共済事業に係る共済事業規約
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

(員外利用の正当な理由)

第⑥条 法第十二条第三項第一号に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、組合が自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任共済の契約（以下「責任共済契約」という。）を締結している場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、当該責任共済契約の残存期間に限る。

- 一 責任共済契約又は責任共済契約が締結されている自動車当該組合の組合員でない者に相続された場合
- 二 責任共済契約の契約者の名義が当該組合の組合員でない者の名義に変更された場合
- 三 責任共済契約が締結されている自動車が当該組合の組合員でない者に譲渡された場合
- 四 法第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により組合員が脱退した場合
- 五 法第五十条の二第一項の規定により責任共済等の事業（この事業に附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部が譲渡された場合又は同条第二項の規定により責任共済等の共済契約の全部が包括して共済事業を行う他の組合に移転された場合

(組合員以外の者に特定の物品を供給することのできる事業)

第⑦条 法第十二条第三項第四号に規定する厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類を供給する事業
- 二 たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第一号に

【消費生活協同組合法施行規則】

(員外利用の正当な理由)

第二条 法第十二条第三項ただし書に規定する厚生労働省令で定める正当な理由がある場合は、組合が自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第五条に規定する自動車損害賠償責任共済の契約（以下「責任共済契約」という。）を締結している場合であつて、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、当該責任共済契約の残存期間に限る。

- 一 責任共済契約又は責任共済契約が締結されている自動車当該組合の組合員でない者に相続された場合
- 二 責任共済契約の契約者の名義が当該組合の組合員でない者の名義に変更された場合
- 三 責任共済契約が締結されている自動車が当該組合の組合員でない者に譲渡された場合
- 四 法第十九条第一項又は第二十条第一項の規定により組合員が脱退した場合
- 五 法第五十条の二第一項の規定により責任共済等の事業（この事業に附帯する事業を含む。）の全部若しくは一部が譲渡された場合又は同条第二項の規定により責任共済等の共済契約の全部が包括して他の組合に移転された場合

(新規)

規定する製造たばこを供給する事業

(組合以外の者に利用させることのできる施設)

第⑧条 法第十二条第三項第五号に規定する厚生労働省令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

- 一 体育施設
- 二 教養文化施設

(利用分量割合)

第⑨条 法第十二条第四項に規定する厚生労働省令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

- 一 法第十条第一項第一号の事業 百分の二十
  - 二 法第十条第一項第六号の事業 百分の百
  - 三 法第十条第一項第七号の事業 百分の百
- 2 第⑩条第二号から第四号に定める事業における組合員以外の者の利用割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。
- 一 第⑩条第二号の事業 百分の二十
  - 二 第⑩条第三号の事業 百分の百
  - 三 第⑩条第四号の事業 百分の二十

(職域による組合が法第十条第一項第一号の事業を利用させることのできる組合員以外の者)

第⑩条 法第十二条第四項第一号の厚生労働省令で定めるものは、組合の職域の母体となる法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。)とする。

(組合員以外の者に事業を利用させることのできる場合)

第⑪条 法第十二条第四項第三号に規定する厚生労働省令で定める事

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

業は次の各号に掲げる事業とし、同号の厚生労働省令で定めるところにより利用させる場合は当該事業の区分に応じ、当該各号に定める場合（組合員による利用分量と組合員以外の者による利用分量とを区別することができる場合に限り。）とする。

一 物品を供給する事業 次に掲げる場合

イ 学校その他の教育文化施設又は病院、保育所その他の医療施設若しくは社会福祉施設を設置する者が当該施設の利用者に対し必要な便宜を供与する場合において、当該設置する者に対し当該便宜の供与に必要な物品を供給する場合

ロ 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者に対し物品を供給する場合

ハ 他の組合に物品を供給する場合

ニ 組合の存する地域の交流を目的とする催しを実施する場合

二 食堂を利用させる事業 職域による組合が、職務その他これに準ずる理由により当該職域を訪問した者に対し当該食堂を利用させる場合

三 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）第二条第六項に規定する納骨堂を利用させる事業 当該納骨堂を利用させる場合

四 組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用させる事業（前二号に掲げる事業を除く。） 離島その他交通不便の地域における施設を利用させる場合（当該地域における他の事業者の事業活動に影響を及ぼす場合を除く。）

（員外利用の許可申請）

第⑫条 法第十二条第四項第二号及び第三号の規定による許可の申請書には、次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 事業の種類

二 組合員以外の者に事業を利用させる理由

【消費生活協同組合法施行規則】

（員外利用の許可申請）

第二条の二 第十二条第三項ただし書の規定による許可の申請書には、次の事項を記載した書面を添付しなければならない。

一 事業の種類

二 組合の組合員及び会員（以下「組合員」と総称する。）以外の

- 三 組合員の事業の利用方法及び利用程度
- 四 組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度

(責任共済の契約に類する共済契約)

第⑬条 法第十二条の二第一項に規定する厚生労働省令で定めるものは、被共済者が所有し、又は管理する自動車について一定期間内に生じた火災、衝突、接触その他の事故による損害及び当該一定期間内に当該自動車により生じた事故に係る損害賠償金の支払を共済事故とする共済契約とする。

(利用者に対する説明)

第⑭条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第二百九十条第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、共済募集人(共済事業を行う組合の役員若しくは使用人又は当該共済事業を行う組合の共済代理店又はその役員若しくは使用人をいう。以下同じ。)の商号、名称又は氏名とする。

(自己契約に係る共済掛金の合計額)

第⑮条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第二百九十条第二項に規定する共済契約の募集を行った自己契約に係る共済掛金(以下この項において「共済契約の募集を行った自己契約に係る共済掛金」という。)の合計額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、共済代理店が直近の二事業年度において共済契約の募集を行った自己契約に係る共済掛金(自己又は自己を雇用する者を共済契約者とする共済契約にあつては、次に掲げるすべての条件を満たす共済契約に係る共済掛金を除く。)の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

一 共済契約者に被共済利益(共済事故が発生しないことについて被共済者の有する経済的利益)がないこと。

- 者に事業を利用させる理由
- 三 組合員の事業の利用方法及び利用程度
- 四 組合員以外の者に事業を利用させる方法及び程度

(新規)

(新規)

(新規)

二 共済掛金は、被共済者が負担していること。

三 自己又は自己を雇用する者を共済契約者とする事について、やむを得ない事情があること。

2 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第二百九十五条第二項に規定する共済契約の募集を行つた共済契約に係る共済掛金の合計額として厚生労働省令で定めるところにより計算した額は、共済代理店が直近の二事業年度において共済契約の募集を行つた共済契約に係る共済掛金の一事業年度当たりの平均額に相当する額とする。

3 前二項に規定する共済掛金については、共済代理店が二以上の組合の共済契約の締結を代理又は媒介する場合には、当該二以上の組合のすべてに係る共済掛金を合計するものとする。

4 第一項及び第二項に規定する共済掛金は、実際に収受した額により計算するものとし、分割払いの共済契約及び共済期間が一年を超える共済契約にあつては、一年間当たりの額に換算した額の共済掛金とする。

(将来における金額が不確実な事項)

第⑩条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、資産の運用実績その他の要因によりその金額が変動する共済金、返戻金その他の給付金又は共済掛金とする。

(共済契約の締結又は募集に関する禁止行為)

第⑪条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第九号に規定する厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 何らの名義によつてするかを問わず、法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百条第一項第五号に規定する行為の同項の規定による禁止を免れる行為

(新規)

(新規)

二 共済契約者又は被共済者に対して、威迫し、又は業務上の地位等を不当に利用して共済契約の申込みをさせ、又は既に成立している共済契約を消滅させる行為

三 共済事業を行う組合との間で共済契約を締結することを条件として当該組合の子会社等（法第五十三条の二第二項に規定する子会社等をいう。以下同じ。）が当該共済契約に係る共済契約者又は被共済者に対して信用を供与し、又は信用の供与を約していることを知りながら、当該共済契約者に対して当該共済契約の申込みをさせる行為

四 共済契約者若しくは被共済者又は不特定の者に対して、共済契約等に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、又は表示する行為

五 共済契約者に対して、共済契約の種類又は共済事業を行う組合の名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為

六 共済掛金を一時に払い込むことを内容とする共済契約の締結の代理又は媒介を行う際に、その利用者が行う当該共済契約の申込みが法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第一項に規定する共済契約の申込みの撤回等を行うことができないう場合（同項第一号から第五号まで及び消費生活協同組合法施行令（平成十九年政令第三百七十三号。以下「令」という。）第三条第七号に掲げる場合並びに当該共済事業を行う組合が当該申込みの撤回等に応じることとしている場合を除く。）に該当する場合において、当該利用者に対しその旨の説明を書面の交付により行わず、又は当該利用者から当該書面を受領した旨の確認を署名若しくは押印を得ることにより行わずに当該共済契約の申込みをさせる行為

七 共済代理店が、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督に際して、当該情報の漏えい、滅失又はき損

の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。

八 信用情報に関する機関（資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び共済事業を行う組合に対する当該情報の提供を行うものをいう。）から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

九 その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

（書面の内容等）

第⑩条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第一項第一号に規定する書面には、共済契約の申込みの撤回又は解除に関する同条各項に規定する事項を記載しなければならない。

2 前項の書面には、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の文字及び数字を用いなければならない。

3 第一項の書面を申込者等（法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第一項に規定する申込者等をいう。以下同じ。）に交付する場合は、申込者等に当該書面を十分に読むべき旨を告げて交付する方法その他の申込者等が確実に当該書面の記載内容を了知する方法により交付しなければならない。

（共済契約の申込みの撤回等に係る情報通信の技術を利用する方法）

第⑪条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第二項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

（新規）

（新規）

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの  
イ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機と申込者等の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項を電気通信回線を通じて申込者等の閲覧に供し、当該申込者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項を記録する方法（法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第二項前段に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）  
二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、申込者等がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項各号に掲げる方法により書面に記載すべき事項を提供する場合は、申込者等に当該事項を十分に読むべき旨が表示された画像を閲覧させることその他の申込者等が確実に当該事項の内容を了知する方法により提供しなければならない。

4 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機と、申込者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第⑩条 令第四条第一項の規定により示すべき方法の種類及び内容は、次に掲げる事項とする。

(新規)



- 一 前条第一項各号に規定する方法のうち共済事業を行う組合が使用するもの
- 二 ファイルへの記録の方式

第⑨条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第三項の厚生労働省令で定める方法は、第⑱条第一項第二号に掲げる方法とする。

(共済契約の申込みの撤回等ができない場合)

- 第⑩条 令第三条第三号に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。
- 一 郵便を利用する方法
  - 二 ファクシミリ装置その他これに準ずる通信機器又は情報処理の用に供する機器を利用する方法
  - 三 共済事業を行う組合が設置した機器を利用する方法

(共済契約の解除の場合における当該解除までの期間に相当する共済掛金)

第⑪条 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第五項に規定する厚生労働省令で定める金額は、当該共済契約に係る共済掛金として既に受領し、又は受領すべき金額の額を当該共済契約の共済期間のうち当該金額の額に対応する期間(以下「共済掛金期間」という。)の総日数で除した額に、当該共済掛金期間の開始の日から当該共済契約の解除の日までの日数を乗じた額に相当する金額を限度とする。

2 前項の規定により算出した金額について生じた一円未満の端数は、切り捨てる。

(特定共済契約)

第⑫条 法第十二条の三第一項の厚生労働省令で定めるものは、次に

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

掲げる共済契約とする。

一 その責任準備金の金額に対応する財産の価額により、共済金等（法第五十条の五の共済金等をいう。以下同じ。）の金額が変動する共済契約

二 解約による返戻金の額が、金利、通貨の価格、金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）における相場その他の指標に係る変動により共済掛金の合計額を下回ることとなるおそれがある共済契約（前号に掲げるものを除く。）

三 共済金等の額を外国通貨をもつて表示する共済契約（次に掲げるものを除く。）

イ 前二号に掲げるもの

ロ 共済事業を行う組合が、一定の偶然の事故によつて生ずることのある損害をてん補することを約し、共済掛金を收受する共済契約であつて、当該組合がてん補すべき損害の額を当該外国通貨をもつて表示するもの（共済期間の満了後満期返戻金を支払う旨を約する共済契約を除き、事業者（法人その他の団体及び事業として又は事業のために契約の当事者となる場合における個人をいう。）を共済契約者とするものに限る。）

（契約の種類）

第②条の2 法第十二条の三において準用する金融商品取引法（以下「準用金融商品取引法」という。）第三十四条に規定する厚生労働省令で定めるものは、特定共済契約（法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約をいう。以下同じ。）とする。

（特定投資家が特定投資家以外の利用者とみなされる場合の期限日）

第③条の3 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める場合は、共済事業を行う組合が一定の日を定

（新規）

（新規）

め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への  
掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の

二第三項第二号に規定する期限日をいう。次条において同じ。）  
とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項に規定する厚生労働省  
令で定める日は、前項の組合が同項の規定により定めた日であつて  
準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第一号に規定する承諾日  
から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

（申出をした特定投資家に交付する書面の記載事項）

第④条の4 準用金融商品取引法第三十四条の二第三項第六号に規定  
する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約（準用金融商品取引法第三十四  
条の二第二項に規定する対象契約をいう。以下この条において同  
じ。）に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為に  
ついては、期限日後に行うものであつても、申出者（準用金融商  
品取引法第三十四条の二第三項に規定する申出者をいう。以下こ  
の条において同じ。）を特定投資家（金融商品取引法第二条第三  
十一項に規定する特定投資家をいう。以下同じ。）以外の利用者  
として取り扱う旨

二 申出者は、準用金融商品取引法第三十四条の二第二項の規定に  
よる承諾をしたもののみから対象契約に関して特定投資家以外の  
利用者として取り扱われることになる旨

三 申出者は、期限日前であつても、準用金融商品取引法第三十四  
条の二第九項に規定する更新申出を行うことができる旨

（情報通信の技術を利用した提供）

第⑤条の5 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項（準用金融商

（新規）

（新規）

品取引法第三十四条の四第三項、第三十七条の三第二項及び第三十七条の四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 共済事業を行う組合（準用金融商品取引法第三十四条の二第

四項に規定する事項の提供を行う共済事業を行う組合との契約によりファイルを自己の管理する電子計算機に備え置き、これを当該事項を提供する相手方（以下この条において「利用者」という。）又は当該組合の用に供する者を含む。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機と利用者等（利用者及び利用者との契約により利用者ファイル（専ら利用者の用に供されるファイルをいう。以下この条において同じ。）を自己の管理する電子計算機に備え置く者をいう。以下この条において同じ。）の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて書面に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を送信し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録する方法（同項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、同項に規定する事項の提供を行う共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ロ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供し、利用者等の使用に係る電子計算機に備えられた当該利用者の利用者ファイルに当該記載事項を記録する方法（準用金融商品取引法第三十四条の二第四項に規定する方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

ハ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

ニ 閲覧ファイル（共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルであつて、同時に複数の利用者の閲覧に供するため記載事項を記録させるファイルをいう。以下この条において同じ。）に記録された記載事項を電気通信回線を通じて利用者の閲覧に供する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 利用者が利用者ファイル又は閲覧ファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号イ、ハ又はニに掲げる方法（利用者の使用に係る電子計算機に備えられた利用者ファイルに記載事項を記録する方法を除く。）にあつては、記載事項を利用者ファイル又は閲覧ファイルに記録する旨又は記録した旨を利用者に対し通知するものであること。ただし、利用者が当該記載事項を閲覧していたことを確認したときは、この限りでない。

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行つた日以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）、次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、利用者の承諾（令第五条第一項に規定する電磁的方法（次条において「電磁的方法」という。）による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは同項第二号に掲げ

る方法により提供する場合又は利用者による当該記載事項に係る過去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

イ 前項第一号ハに掲げる方法については、利用者ファイルに記録された記載事項

ロ 前項第一号ニに掲げる方法については、閲覧ファイルに記録された記載事項

四 前項第一号ニに掲げる方法にあつては、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 利用者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を利用者ファイルに記録するものであること。

ロ 前号に規定する期間を経過するまでの間において、イの規定により利用者が閲覧ファイルを開覧するために必要な情報を記録した利用者ファイルと当該閲覧ファイルとを電気通信回線を通じて接続可能な状態を維持させること。ただし、閲覧の提供を受けた利用者が接続可能な状態を維持させることについて不要である旨通知した場合は、この限りでない。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機と、利用者ファイルを備えた利用者等又は共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(電磁的方法の種類及び内容)

第⑨条の6 令第五条第一項及び第六条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容は、次に掲げるものとする。

一 前条第一項各号又は第⑨条の九第一項各号に掲げる方法のうち共済事業を行う組合が用いるもの

二 ファイルへの記録の方式

(特定投資家以外の利用者である法人が特定投資家とみなされる場

(新規)

合の期限日)

第⑤条の7 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、共済事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

一 当該日

二 次項に規定する日を期限日(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。)とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める日は、前項の組合が同項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である法人が同意を行う書面の記載事項)

第⑤条の8 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定が、対象契約(同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。)に関して申出者(準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する申出者をいう。次項において同じ。)が当該各号に定める者である場合(準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。)には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨

二 申出者は、共済事業を行う組合で準用金融商品取引法第三十四

(新規)

(新規)

条の第三二項の規定による承諾をしたもののみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(情報通信の技術を利用した同意の取得)

第⑨条の9 準用金融商品取引法第三十四条の三第三項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

イ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機と準用金融商品取引法第三十四条の三第三項の規定により同意を得ようとする相手方(以下この条において「利用者」という。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 共済事業を行う組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された利用者との同意に関する事項を電気通信回線を通じて当該利用者の閲覧に供し、当該組合の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該利用者の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに同意に関する事項を記録したものを得る方法

2 前項各号に掲げる方法は、同項第一号の組合がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

3 第一項第一号の「電子情報処理組織」とは、共済事業を行う組合の事業を行う組合の使用に係る電子計算機と、利用者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(新規)



(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる営業者等)  
第⑤条の10 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者とする。

(新規)

一 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについてすべての匿名組合員の同意を得ていないこと。

二 その締結した商法(明治三十二年法律第四十八号)第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく出資の合計額が三億円未満であること。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第一号の厚生労働省令で定める個人は、次に掲げる者とする。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十七条第一項に規定する組合契約を締結して組合の業務の執行を委任された組合員である個人(次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。)

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

二 有限責任事業組合契約に関する法律(平成十七年法律第四十号)第三条第一項に規定する有限責任事業組合契約を締結して組合の重要な業務の執行の決定に関与し、かつ、当該業務を自ら執行する組合員である個人(次に掲げる要件のすべてに該当する者に限る。)

イ 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項の規定による申出を行うことについて他のすべての組合員の同意を得ていること。

ロ 当該有限責任事業組合契約に基づく出資の合計額が三億円以上であること。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができない個人)

第⑤条の11 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する厚生労働省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。

一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日)をいう。次号において同じ。)における申出者(準用金融商品取引法第三十四条の四第二項に規定する申出者をいう。以下この条及び第⑤条の十三において同じ。)の資産の合計額から負債の合計額を控除した額が三億円以上になると見込まれること。

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産(次に掲げるものに限る。)の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券(ホに掲げるものに該当するものを除く。)

ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第二条第二十項に規定するデリバティブ取引をいう。)に係る権利

ハ 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第三十条ノ二ノ三に規定する特定預金、農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)第十一条の二の四に規定する特定貯金等、水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条の六の四に規定する特定貯金等、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第八十三号)第六条の五の二に規定する特定預金等、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十九条の二に規定する特定預金等、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十七条の二に規定する特定預金等、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百二十七号)第九十四条の二に規定する特定預金等、銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第十三条の四に規定する特定預金等及び農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十九条の三に規

(新規)

定する特定預金等

- 二 法第十二条の三第一項に規定する特定共済契約、農業協同組合法第十一条の十の三に規定する特定共済契約、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第九条の七の五第三項に規定する特定共済契約及び保険業法第三百条の二に規定する特定保険契約に基づく共済金、保険金、返戻金その他の給付金に係る権利
- ホ 信託業法（平成十六年法律第五十四号）第二十四条の二に規定する特定信託契約に係る信託受益権
- ヘ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利
- ト 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）第二条第八項に規定する先物取引に係る権利
- 三 申出者が最初に当該組合との間で特定共済契約を締結した日から起算して一年を経過していること。

（特定投資家以外の利用者である個人が特定投資家とみなされる場合の期限日）

第⑨条の12 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める場合は、共済事業を行う組合が一定の日を定め、次に掲げる事項を当該組合の事務所の公衆の見やすい場所への掲示その他の適切な方法により公表している場合とする。

- 一 当該日
- 二 次項に規定する日を期限日（準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第二号に規定する期限日をいう。次条第二項において同じ。）とする旨

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項に規定する厚生労働省令で定

（新規）

める日は、前項の組合が同項の規定により定めた日であつて準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第一号に規定する承諾日から起算して一年以内の日のうち最も遅い日とする。

(申出をした特定投資家以外の利用者である個人が同意を行う書面の記載事項)

第⑤条の13 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第四号イに規定する厚生労働省令で定める事項は、準用金融商品取引法第四十五条各号に掲げる規定は、対象契約（同項第二号に規定する対象契約をいう。次項において同じ。）に関して申出者が当該各号に定める者である場合（準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する場合を除く。）には適用されない旨とする。

2 準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 期限日以前に締結した対象契約に関して法令の規定又は契約の定めに基づいて行う行為については、期限日後に行うものであつても、申出者を特定投資家として取り扱う旨
- 二 申出者は、共済事業を行う組合で準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する準用金融商品取引法第三十四条の三第二項の規定による承諾をしたもののみから対象契約に関して特定投資家として取り扱われることになる旨

(広告類似行為)

第⑥条の14 準用金融商品取引法第三十七条各項に規定する厚生労働省令で定める行為は、郵便、信書便（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者又は同条第九項に規定する特定信書便事業者の

(新規)

(新規)

提供する同条第二項に規定する信書便をいう。）、ファクシミリ装置を用いて送信する方法、電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）を送信する方法、ビラ又はパンフレットを配布する方法その他の方法（次に掲げるものを除く。）により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供とする。

一 法令又は法令に基づく行政庁の処分に基づき作成された書類を配布する方法

二 個別の企業の分析及び評価に関する資料であつて、特定共済契約の締結の勧誘に使用しないものを配布する方法

三 次に掲げるすべての事項のみが表示されている景品その他の物品（口から二までに掲げる事項について明瞭かつ正確に表示されているものに限る。）を提供する方法（当該事項のうち景品その他の物品に表示されていない事項がある場合にあつては、当該景品その他の物品と当該事項が表示されている他の物品とを一体のものとして提供する方法を含む。）

イ 商品の名称（通称を含む。）

ロ この号に規定する方法により多数の者に対して同様の内容で行う情報の提供をする共済事業を行う組合の名称又はその通称

ハ 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、当該おそれがある旨（イ、ロ及びニに掲げる事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異なるない大きさの文字又は数字で表示されているものに限る。）

ニ 次に掲げるいずれかの書面を十分に読むべき旨

(1) 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面

（以下「契約締結前交付書面」という。）

(2) 第②条の二十第一項第二号に規定する契約変更書面

(特定共済契約の締結の事業の内容についての広告等の表示方法)

第⑤条の15 共済事業を行う組合がその行う特定共済契約の締結の事業の内容について広告又は前条に規定する行為(次項において「広告等」という。)をするときは、準用金融商品取引法第三十七条第一項各号に掲げる事項について明瞭かつ正確に表示しなければならぬ。

2 前項の組合がその行う特定共済契約の締結の事業の内容について広告等をするときは、令第七条第二号に掲げる事項の文字又は数字を当該事項以外の事項の文字又は数字のうち最も大きなものと著しく異ならない大きさで表示するものとする。

(利用者が支払うべき対価に関する事項)

第⑥条の16 令第七条第一号に規定する厚生労働省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払うべき対価(以下「手数料等」という。)の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法(当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この項において同じ。)の概要及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法の概要とする。ただし、これらの表示をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 特定共済契約に係る共済掛金として収受した金銭その他の資産の運用が投資信託受益権等(金融商品取引法第二条第一項第十号若しくは第十一号に掲げる有価証券に表示されるべき権利又は同条第二項第五号若しくは第六号に掲げる権利をいう。以下この条において同じ。)の取得により行われる場合には、前項の手数料等には、当該投資信託受益権等に係る信託報酬その他の手数料等を含むものとする。

3 前項の投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対

(新規)

(新規)

して出資され、又は抛出される場合には、当該他の投資信託受益権等を当該投資信託受益権等とみなして、前二項の規定を適用する。

4 前項の規定は、同項（この項において準用する場合を含む。）の規定により第二項の投資信託受益権等とみなされた投資信託受益権等に係る財産が他の投資信託受益権等に対して出資され、又は抛出される場合について準用する。

（利用者の判断に影響を及ぼす重要事項）

第⑤条の17 令第七条第三号に規定する厚生労働省令で定める事項は、当該特定共済契約に関する重要な事項について利用者の不利益となる事実とする。

（新規）

（誇大広告をしてはならない事項）

第⑤条の18 準用金融商品取引法第三十七条第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（新規）

- 一 特定共済契約の解除に関する事項
- 二 特定共済契約に係る損失の全部若しくは一部の負担又は利益の保証に関する事項
- 三 特定共済契約に係る損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する事項
- 四 特定共済契約に関して利用者が支払うべき手数料等の額又はその計算方法、支払の方法及び時期並びに支払先に関する事項

（契約締結前交付書面の記載方法）

第⑤条の19 契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項を、日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載しなければならない。

（新規）

2 前項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面には、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に掲げる事項の概要並びに同

項第五号及び第⑤条の二十二第八号に掲げる事項を、枠の中に日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載し、かつ、次項に規定する事項の次に記載するものとする。

3 共済事業を行う組合は、契約締結前交付書面には、第⑤条の二十二第一項第一号に掲げる事項及び準用金融商品取引法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち利用者の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第⑥条の20 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約を締結しようとする場合であつて、次に掲げるときとする。

一 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結前交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し当該変更すべき記載事項を記載した書面(以下「契約変更書面」という。)を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の規定並びに第⑤条の五の規定は、前項第二号の規定による契約変更書面の交付について準用する。

(利用者が支払うべき対価に関する事項)

第⑥条の21 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第四号に規定する厚生労働省令で定めるものは、手数料、報酬、費用その他いかなる名称によるかを問わず、特定共済契約に関して利用者が支払う

(新規)

(新規)



べき手数料等の種類ごとの金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法（当該特定共済契約に係る共済金等の額に対する割合又は当該特定共済契約を締結することにより生じた利益に対する割合を含む。以下この条において同じ。）及び当該金額の合計額若しくはその上限額又はこれらの計算方法とする。ただし、これらの記載をすることができない場合にあつては、その旨及びその理由とする。

2 第⑤条の十六第二項から第四項までの規定は、前項の手数料等について準用する。

（契約締結前交付書面の記載事項）

第⑤条の22 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第七号に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 当該契約締結前交付書面を十分に読むべき旨  
二 特定共済契約の申込みの撤回等（法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百九条第一項に規定する申込みの撤回等をいう。）に関する事項

三 共済契約者又は被共済者が行うべき告知に関する事項

四 共済責任の開始時期に関する事項

五 共済掛金の払込猶予期間に関する事項

六 特定共済契約の失効及び失効後の復活に関する事項

七 特定共済契約の解約及び解約による返戻金に関する事項

八 利用者が行う特定共済契約の締結について金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動を直接の原因として損失が生ずることとなるおそれがある場合にあつては、次に掲げる事項

イ 当該指標

ロ 当該指標に係る変動により損失が生ずるおそれがある理由

九 当該特定共済契約に関する租税の概要

十 利用者が当該組合に連絡する方法

十一 当該組合が対象事業者（金融商品取引法第七十九条の十一第

（新規）

- 一項に規定する対象事業者をいう。以下この号において同じ。）  
となつてゐる認定投資者保護団体（同法第七十九条の十第一項に規定する認定投資者保護団体をいう。）の有無（対象事業者となつてゐる場合にあつては、その名称）  
十二 その他利用者の注意を喚起すべき事項

（契約締結時交付書面の記載事項）

第②条の23 特定共済契約が成立したときに作成する準用金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面（次条において「契約締結時交付書面」という。）には、次に掲げる事項（特定共済契約の成立後遅滞なく利用者に共済証書を交付する場合にあつては、当該共済証書に記載された事項を除く。）を記載しなければならない。

- 一 当該組合の名称
- 二 被共済者及び共済金額を受け取るべき者の名称又は氏名
- 三 当該特定共済契約の種類及びその内容
- 四 共済の目的及びその価額
- 五 共済金額
- 六 共済期間の始期及び終期
- 七 共済掛金及びその支払方法
- 八 当該特定共済契約の成立の年月日
- 九 当該特定共済契約に係る手数料等に関する事項
- 十 利用者の氏名又は名称
- 十一 利用者が当該組合に連絡する方法

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第②条の24 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、既に成立している特定共済契約の一部の変更をすることを内容とする特定共済契約が成立した場合においては、次に掲げるときとする。  
一 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結

（新規）

（新規）

時交付書面の記載事項に変更すべきものがないとき。

二 当該変更に伴い既に成立している特定共済契約に係る契約締結時交付書面の記載事項に変更すべきものがある場合にあつては、当該利用者に対し変更すべき記載事項を記載した書面を交付しているとき。

2 準用金融商品取引法第三十四条の二第四項及び令第五条の規定並びに第㉔条の五の規定は、前項第二号の規定による書面の交付について準用する。

(特定共済契約の締結の事業に係る禁止行為)

第㉔条の25 準用金融商品取引法第三十八条第六号に規定する厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 契約締結前交付書面又は契約変更書面の交付に関し、あらかじめ、利用者(特定投資家(準用金融商品取引法第三十四条の二第五項の規定により特定投資家以外の利用者となされる者を除き、準用金融商品取引法第三十四条の三第四項(準用金融商品取引法第三十四条の四第四項において準用する場合を含む。))の規定により特定投資家とみなされる者を含む。)を除く。以下この号において同じ。)に対して、準用金融商品取引法第三十七条の三第一項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項(契約変更書面を交付する場合にあつては、当該契約変更書面に記載されている事項であつて同項第三号から第五号まで及び第七号に掲げる事項に係るもの)について利用者の知識、経験、財産の状況及び特定共済契約を締結する目的に照らして当該利用者に理解されるために必要な方法及び程度による説明をすることなく、特定共済契約を締結する行為

二 特定共済契約の締結又は解約に関し、利用者に迷惑を覚えさせるような時間に電話又は訪問により勧誘する行為

(行為規制の適用除外の例外)

(新規)

第⑤条の26 準用金融商品取引法第四十五条ただし書に規定する厚生労働省令で定める場合は、準用金融商品取引法第三十七条の四の規定の適用について、利用者の締結した特定共済契約に関する照会に対して速やかに回答することができる体制が整備されていない場合とする。

(貸付事業の運営に関する措置)

第⑤条 (略)

(新規)

(貸付事業の運営に関する措置)

第二条の二の二 法第十三条の厚生労働省令で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 法第二十六条の四に規定する規約で定められた事業所等(組合が一定の場所で貸付けに関する業務(法第十三条に規定する貸付事業に基づく金銭の貸付けの契約の締結並びに貸付けの契約に基づく金銭の交付及び債権の回収その他これに準ずる業務をいう。以下この号において同じ。))の全部又は一部を継続して営む施設(事務所を含む。))又は設備(自動契約受付機、現金自動設備(現金自動支払機及び現金自動受払機をいう。以下この号において同じ。))及び代理店(組合の委任を受けて、当該組合のために貸付けに関する業務の全部又は一部を代理した者が、当該業務を営む施設又は設備をいう。))を含む。))をいう。ただし、現金自動設備にあつては、事業所等(現金自動設備を除く。))の同一敷地内(隣接地を含む。))に設置されたものを除く。以下この条及び第二条の四の二において同じ。))以外の事業所等を設置して貸付けに関する業務を行わないための措置
- 二 その取り扱う資金需要者等(組合員等(資金需要者である組合員又は保証人となろうとする者をいう。以下この条において同じ。))又は債務者等(債務者又は保証人をいう。以下この条において同じ。))をいう。以下この条において同じ。))に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合には、その委託先の監督について当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置

三 信用情報に関する機関（資金需要者等の借入金返済能力に関する情報の収集及び組合に対する当該情報の提供を行うものをいう。以下この条において「信用情報機関」という。）から提供を受けた情報であつて資金需要者等の借入金返済能力に関するものを、資金需要者等の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置

四 その取り扱う資金需要者等に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（その業務上知り得た公表されていない情報をいう。）を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置

五 貸付事業の業務を貸金業者（貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二条第二項に規定する貸金業者をいう。以下この条において同じ。）に委託しないための措置

六 貸付事業の業務を第三者に委託する場合（前号に掲げる場合を除く。）には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置

イ 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

ロ 当該業務の委託を受けた者（以下この号において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的又は必要に応じ確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

ハ 受託者が行う当該業務に係る資金需要者等からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

ニ 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る資金需要者等の保護に支障が生じること等を防止するための措置

ホ 貸付事業を行う組合の業務の健全かつ適切な運営を確保し、

当該業務に係る資金需要者等の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

七 貸付事業の業務（事業所等において資金需要者等と対面することなく行う業務を含まないものとする。）に従事する使用人その他の従業者に、その身分を示す証明書を携帯させ、貸付事業の業務に従事するに際し、相手方の請求があつたときは、これを提示させるようにするための措置

八 事業所等ごとに従業者名簿を備え、次に掲げる事項を記載し、これを保存するための措置

イ 従業者の氏名

ロ 従業者の住所

ハ 前号の証明書の番号

ニ 生年月日

ホ 主たる職務内容

ヘ 当該事業所等の従業者となつた年月日

ト 当該事業所等の従業者でなくなつたときは、その年月日

九 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（以下この条において「暴力団員等」という。）を貸付事業の業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しないための措置

十 貸付事業の業務に関し、次に掲げる行為を行わないための措置

イ 資金需要者等に対し、虚偽のことを告げ、又は貸付けの契約（法第十三条に規定する貸付事業に基づく金銭の貸付けに係る契約又は当該契約に係る保証契約をいう。以下この条及び第二条の四の二において同じ。）の内容のうち重要な事項を告げない行為

ロ 資金需要者等に対し、不確実な事項について断定的判断を提

供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為（ハに掲げる行為を除く。）

ハ 保証人となろうとする者に対し、主たる債務者が弁済することとが確実であると誤解させるおそれのあることを告げる行為  
ニ イからハまでに掲げるもののほか、偽りその他不正又は著しく不当な行為

十一 貸付けの契約（次に掲げる契約を除く。）の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合にあつては、当該保険契約において、自殺による死亡を保険事故としないための措置

イ 住宅（居住の用に供する建物をいう。以下この号において同じ。）の建設若しくは購入に必要な資金（住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。）又は住宅の改良に必要な資金の貸付けに係る契約

ロ 自ら又は他の者によりイの貸付けが行われることが予定されている場合において、当該貸付けが行われるまでのつなぎとして行う貸付けに係る契約

十二 貸付けに係る契約の締結に際し、年十二パーセントを超える割合による利息（みなし利息を含む。次号において同じ。）の契約を締結しないための措置

十三 前号に規定する金額を超える利息を受領し、又はその支払を要求しないための措置

十四 貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、債務履行担保措置（当該契約に基づく債務の履行を担保するための保証及び保険並びに当該契約に基づく債務の履行を担保するために土地及び建物その他の財産を担保に供することをいう。以下この号において同じ。）に係る契約を、債務履行担保措置を業として営む者と締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としないための措置

十五 貸付けに係る契約について、当該組合が、業として保証を行

う者（次号において「保証業者」という。）と保証契約を締結しないための措置

十六 貸付けに係る契約の締結に際し、その相手方又は相手方となろうとする者に対し、保証料に係る契約を、保証業者との間で締結することを当該貸付けに係る契約の締結の条件としないための措置

十七 貸付けに係る契約の債務の不履行による賠償額の予定（違約金も含む。以下この条及び第二条の四の二において同じ。）が、その賠償額の元本に対して年十四・六パーセントを超える割合となる契約を締結しないための措置

十八 資金需要者等の利益の保護のために必要と認められる場合には、資金需要者等に対して、借入れ又は返済に関する相談又は助言その他の支援を適正かつ確実に実施することができると思われる団体を紹介するための措置

十九 貸付けの契約を締結しようとする場合において、組合員等の収入又は収益その他の資力、信用、借入れの状況、返済計画その他の返済能力に関する事項を調査するための措置

二十 貸付けの契約を締結しようとする場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、前号の規定による調査を行うに際し、資金需要者である組合員から源泉徴収票（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十六条第一項に規定する源泉徴収票をいう。以下この条において同じ。）その他の当該組合員の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けるための措置（ただし、組合が既に当該組合員の源泉徴収票その他の当該組合員の収入又は収益その他の資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録の提出又は提供を受けている場合は、この限りでない。）

イ 次に掲げる金額を合算した額（ロ(1)において「当該組合貸付合算額」という。）が五十万円を超える場合



- 
- (1) 当該貸付けの契約（貸付けに係る契約に限る。(2)において同じ。）に係る貸付けの金額
- (2) 当該組合員と当該貸付けの契約以外の貸付けに係る契約を締結しているときは、その貸付けの残高の合計額
- ロ 次に掲げる金額を合算した額（第二十二号において「組合員合算額」という。）が百万円を超える場合（イに掲げる場合を除く。）
- (1) 当該組合貸付合算額
- (2) 前号の調査により判明した当該組合員に対する当該組合以外の組合及び貸金業者の貸付けの残高の合計額
- 二十一 組合員等と貸付けの契約を締結した場合において、組合員等ごとに、次に掲げる事項を記録し、これを保存するための措置
- イ 契約年月日
- ロ 組合員等から前号に規定する書面又はその写し等の提出又は提供を受けた年月日
- ハ 組合員等の資力に関する調査の結果
- ニ 組合員等の借入れの状況に関する調査の結果
- ホ その他第十九号の規定による調査に使用した書面又はその写し
- 二十二 貸付けの契約を締結しようとする場合において、第十九号の規定による調査により、当該貸付けの契約が個人過剰貸付契約（資金需要者である組合員を相手方とする貸付けに係る契約（第十一号イ及びロに掲げる契約（以下この条において「住宅資金貸付契約等」という。）を除く。）で、当該貸付けに係る契約を締結することにより、当該組合員に係る組合員合算額（住宅資金貸付契約等に係る貸付けの残高を除く。）が当該組合員に係る基準額（その年間の給与及びこれに類する定期的な収入の金額を合算した額に三分の一を乗じて得た額をいう。）を超えることとなるもの（当該組合員の利益の保護に支障を生ずることがない契約を除く。）をいう。）その他組合員等の返済能力を超える貸付けの
-

契約と認められるときは、当該貸付けの契約を締結しないための措置

二十三 事業所等ごとに、組合員の見やすい場所に、次に掲げる事項を明示するための措置

イ 貸付けの利率（利息及びみなし利息の総額（一年分に満たない利息及びみなし利息を元本に組み入れる契約がある場合にあっては、当該契約に基づき元本に組み入れられた金銭を含む。）を別表中の算式によつて算出した元本の額で除して得た年率（当該年率に小数点以下三位未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を百分率で表示するもの（市場金利に一定の利率を加える方法により算定される利息を用いて貸付けの利率を算定する場合にあつては、基準とする市場金利の名称及びこれに加算する利率）をいう。以下同じ。）

ロ 返済の方式

ハ 返済期間及び返済回数

ニ 賠償額の予定に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合（その年率を、百分率で少なくとも小数点以下一位まで表示したものに限る。）

ホ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項

ヘ 主な返済の例

二十四 貸付けの条件について広告をするとき、又は貸付けの契約の締結について勧誘をする場合において貸付けの条件を表示し、若しくは説明するときは、次に掲げる事項を明瞭かつ正確に表示し、又は説明するための措置

イ 組合の名称及び住所

ロ 貸付けの利率

ハ 返済の方式並びに返済期間及び返済回数

ニ 賠償額の予定に関する定めをする場合における当該賠償額の元本に対する割合（その年率を、百分率で少なくとも小数点以

下一位まで表示したものに限る。) 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項

二十五 貸付事業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、貸付けの利率その他の貸付けの条件について、著しく事実と相違する表示若しくは説明をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示若しくは説明を行わないための措置

二十六 前号に定めるもののほか、貸付事業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、次に掲げる表示又は説明を行わないための措置

イ 資金需要者等を誘引することを目的とした特定の商品を組合

ロ 他の貸付事業を行う組合若しくは貸金業者の利用者又は返済能力がない者を対象として勧誘する旨の表示又は説明

ハ 借入れが容易であることを過度に強調することにより、資金需要者等の借入意欲をそそるような表示又は説明

ニ 公的な年金、手当等の受給者の借入意欲をそそるような表示又は説明

ホ 貸付けの利率以外の利率を貸付けの利率と誤解させるような表示又は説明

二十七 資金需要者等の知識、経験、財産の状況及び貸付けの契約の締結の目的に照らして不適当と認められる勧誘を行つて資金需要者等の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、貸付事業の業務を行うための措置

二十八 貸付けの契約の締結を勧誘した場合において、当該勧誘を受けた資金需要者等から当該貸付けの契約を締結しない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含む。)が表示されたときは、当該勧誘を引き続き行わないための措置

二十九 貸付事業の業務に関して広告又は勧誘をするときは、資金

需要者等の返済能力を超える貸付けの防止に配慮するとともに、その広告又は勧誘が過度にわたることがないようにするための措置

三十 貸付けの契約を締結しようとする場合（当該契約の相手方となろうとする者が多重債務者等である場合に限る。）には、当該契約を締結するまでに、当該契約の相手方となろうとする者に係る貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れ等による債務を可能な限り整理し、かつ当該契約の相手方となろうとする者の経済生活の再生が行われるよう解決すべき課題の把握（以下この条及び第二条の四の二において「アセスメント」という。）を行い、アセスメントの結果に基づき生活再建のための計画を策定するための措置

三十一 貸付けに係る契約を締結しようとする場合において、当該契約を締結するまでに、次に掲げる事項を明らかにし、当該契約の内容を説明する書面（日本工業規格Z八三〇五に規定する八ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて明瞭かつ正確に記載したものに限る。次号から第四十号まで、第四十五号、第四十八号及び第四十九号において同じ。）を当該契約の相手方となろうとする者に交付するための措置

イ 組合の名称及び住所

ロ 貸付けの金額

ハ 貸付けの利率

ニ 返済の方式

ホ 返済期間及び返済回数

ヘ 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

ト 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

チ 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容

リ 利息の計算の方法

ヌ 返済の方法及び返済を受ける場所

ル 各回の返済期日及び返済金額の設定の方式  
ヲ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができる  
ときは、その内容

ワ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容  
カ 将来支払う返済金額の合計額（貸付けに係る契約を締結しよ  
うとする時点において将来支払う返済金額が定まらないとき  
は、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要  
な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）

三十二 貸付けに係る契約について保証契約を締結しようとする場  
合には、当該保証契約を締結するまでに、次に掲げる事項を明ら  
かにし、当該保証契約の内容を説明する書面を当該保証契約の保  
証人となろうとする者に交付するための措置

イ 組合の名称及び住所

ロ 保証期間

ハ 保証金額

ニ 保証の範囲に関する事項で次に掲げるもの

(1) 保証契約の種類及び効力

(2) 貸付けに係る契約に基づく債務の残高の総額

(3) 保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

(4) 貸付けに係る契約の契約年月日

(5) 貸付けに係る契約の貸付けの金額

(6) 貸付けに係る契約の貸付けの利率

(7) 貸付けに係る契約に基づく債務の返済の方式

(8) 貸付けに係る契約に基づく債務の返済期間及び返済回数

(9) 貸付けに係る契約に賠償額の予定に関する定めがあるとき  
は、その内容

(10) 主たる債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関す  
る事項

(11) 貸付けに係る契約の利息の計算の方法  
(12) 貸付けに係る契約に基づく債務の各回の返済期日及び返済

金額

(13) 契約上、貸付けに係る契約に基づく債務の返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができるときは、その内容

(14) 貸付けに係る契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

(15) 貸付けに係る契約に基づく債務の残高及びその内訳（元本、利息及び当該貸付けに係る契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）

(16) ロに掲げる保証期間の定めがないときは、その旨

ホ 保証人が主たる債務者と連帯して債務を負担するときは、民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百五十四条の規定の趣旨

ヘ 保証契約に基づく債務の弁済の方式

ト 保証契約に賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

チ 主たる債務者及び保証人の氏名及び住所

リ 貸付けの契約に関し組合が受け取る書面の内容

ヌ 保証人が負担すべき保証債務以外の金銭に関する事項

ル 保証契約に基づく債務の弁済の方法及び弁済を受ける場所

ヲ 保証契約に期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容

ワ 貸付けの契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容

カ 貸付けに係る契約に基づく債権の一部が弁済その他の事由により消滅したときは、その事由、金額及び年月日

ヨ 保証契約上、保証人が保証契約を解除できるときは解除事由、解除できないときはその旨

三十三 貸付けの契約の相手方又は相手方とならうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法（明治三十二年法律

第四十八号)第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときは、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面をこれらの者に交付するための措置

イ 当該保険契約が、これらの者が死亡した場合に組合に対し保険金額の支払をすべきことを定めるものである旨

ロ 組合に支払われる保険金が貸付けの契約の相手方の債務の弁済に充てられるときは、その旨

ハ 死亡以外の保険金の支払事由

ニ 保険金が支払われない事由

ホ 組合に支払われる保険金額に関する事項

ヘ 保障が継続する期間に関する事項

三十四 貸付けに係る契約を締結した場合において、遅滞なく、次に掲げる事項についてその契約の内容を明らかにする書面をその相手方に交付するための措置

イ 組合の名称及び住所

ロ 契約年月日

ハ 貸付けの金額

ニ 貸付けの利率

ホ 返済の方式

ヘ 返済期間及び返済回数

ト 賠償額の予定に関する定めがあるときは、その内容

チ 契約の相手方の氏名及び住所

リ 貸付けに関し組合が受け取る書面の内容

ヌ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

ル 契約の相手方の借入金返済能力に関する情報を信用情報機関に登録するときは、その旨及びその内容

ヲ 利息の計算の方法

ワ 返済の方法及び返済を受ける場所

カ 各回の返済期日及び返済金額

ヨ 契約上、返済期日前の返済ができるか否か及び返済ができる

ときは、その内容

タ 期限の利益の喪失の定めがあるときは、その旨及びその内容  
レ 当該契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該担保の内容

ソ 当該契約について保証契約を締結するときは、保証人の氏名及び住所

ツ 当該契約が、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高を貸付金額とする貸付けに係る契約であるときは、従前の貸付けの契約に基づく債務の残高の内訳（元本、利息及び当該貸付けの契約に基づく債務の不履行による賠償額の別をいう。）及び当該貸付けの契約を特定し得る事項

ネ 将来支払う返済金額の合計額（貸付けに係る契約を締結した時点において将来支払う返済金額が定まらないときは、各回の返済期日に最低返済金額を支払うことその他の必要な仮定を置き、当該仮定に基づいた合計額及び当該仮定）

三十五 前号に定める書面に記載した事項のうち、重要なものとして次に掲げる事項を変更した場合において、遅滞なく、当該書面をその相手方に交付するための措置

イ 前号ニ、ト、ヌ、ヲ、ヨ又はタに掲げる事項（これらの事項について貸付けの利率を引き下げた場合その他の契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ 前号ホ、ワ、カ、レ又はソ（ソにあつては、新たに保証契約を締結する場合に限る。）に掲げる事項

三十六 貸付けに係る契約について保証契約を締結した場合において、遅滞なく、当該保証契約の内容を明らかにする事項で次に掲げる事項について記載した書面を当該保証契約の保証人に交付するための措置

イ 第三十二号イからヨまでに掲げる事項

ロ 保証契約の契約年月日

三十七 前号に定める書面に記載した事項のうち、重要なものとし



て次に掲げる事項を変更した場合において、遅滞なく、当該書面を当該保証契約の保証人に交付するための措置

イ 第三十二号ロ、ハ、ニ(3)、ニ(4)、ホ、ト、ヌ、フ又はヨに掲げる事項（これらの事項について契約の相手方の利益となる変更を加える場合には、当該事項を除く。）

ロ 第三十二号へ、ル又はワ（ワにあつては、保証契約に基づく債権につき物的担保を供させるときに限る。）に掲げる事項

三十八 貸付けに係る契約について保証契約を締結したとき、又は貸付けに係る契約で保証契約に係るものを締結したときは、遅滞なく、第三十四号イからネまでに掲げる事項についてこれらの貸付けに係る契約の内容を明らかにする書面をこれらの保証契約の保証人に対して、保証の対象となる貸付けに係る契約を締結するごとに交付するための措置

三十九 前号に定める書面に記載した事項のうち、第三十五号に掲げる事項を変更した場合において、遅滞なく、当該書面をこれらの保証契約の保証人に交付するための措置

四十 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けた場合（預金又は貯金の口座に対する払込みにより弁済を受ける場合にあつては、当該弁済をした者の請求があつた場合に限る。）に、その都度、直ちに、次に掲げる事項を記載した書面を当該弁済をした者に交付するための措置

イ 組合の名称及び住所

ロ 契約年月日

ハ 貸付けの金額（保証契約にあつては、保証に係る貸付けの金額。次号及び第四十八号において同じ。）

ニ 受領金額及びその利息、賠償額の予定に基づく賠償金又は元本への充当額

ホ 受領年月日

ヘ 弁済を受けた旨を示す文字

ト 債務者の氏名。ただし、弁済を受けた債権に係る貸付けの契

約を契約番号その他により明示することをもつて、当該事項の記載に代えることができる。

チ 債務者（貸付けに係る契約について保証契約を締結したときにあつては、主たる債務者）以外の者が債務の弁済をした場合においては、その者の氏名

リ 当該弁済後の残存債務の額

四十一 事業所等ごとに、その業務に関する帳簿を備え、債務者ごとに貸付けの契約について契約年月日、貸付けの金額、受領金額その他次に掲げる事項を記載し、これを保存するための措置

イ 第三十四号ニから又まで、ヲ及びカに掲げる事項

ロ 貸付けに係る契約について保証契約を締結したときは、第三十六号に掲げる事項（第三十二号ルに掲げる事項を除く。）

ハ 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部について弁済を受けたときは、各回の弁済に係る前号ニ、ホ及びリに掲げる事項  
ニ 貸付けの契約に基づく債権の全部又は一部が弁済以外の事由により消滅したときは、その事由及び年月日並びに残存債権の額

ホ 貸付けの契約に基づく債権を他人に譲渡したときは、その者の商号、名称又は氏名及び住所、譲渡年月日並びに当該債権の額

ヘ 貸付けの契約に基づく債権に関する債務者等その他の者との交渉の経過の記録

四十二 次に掲げる者が、組合に対し、前号の帳簿（利害関係がある部分に限る。）の閲覧又は謄写を請求した場合において、当該請求が当該請求を行った者の権利の行使に関する調査を目的とするものでないことが明らかであるときを除き、当該請求を拒まな

いたための措置

イ 債務者等又は債務者等であつた者

ロ 債務者等又は債務者等であつた者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

ハ 債務者等又は債務者等であつた者の相続人  
ニ イからハまでに掲げる者から当該請求について代理権を付与された者

四十三 貸付けの契約について、債務者等から、当該債務者等が特定公正証書（債務者等が貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合に直ちに強制執行に服する旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条及び第二条の四の二において同じ。）の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任することを証する書面を取得しないようするための措置

四十四 貸付けの契約について、債務者等が特定公正証書の作成を公証人に嘱託することを代理人に委任する場合には、当該代理人の選任に関し推薦その他これに類する関与をしないための措置

四十五 貸付けの契約について、特定公正証書の作成を公証人に嘱託する場合には、あらかじめ（当該貸付けの契約に係る資金需要者等との間で特定公正証書の作成を公証人に嘱託する旨を約する契約を締結する場合にあつては、当該契約を締結するまでに）、債務者等となるべき資金需要者等に対し、次に掲げる事項について書面を交付して説明をするための措置

イ 当該貸付けの契約に基づく債務の不履行の場合には、特定公正証書により、債務者等が直ちに強制執行に服することとなる旨

ロ 特定公正証書に記載された内容の債務の不履行の場合には、組合は、訴訟の提起を行わずに、特定公正証書により債務者等の財産に対する強制執行をすることができる旨

四十六 貸付けの契約について、公的給付（法令（条例を含む。以下この号において同じ。）の規定に基づき国又は地方公共団体がその給付に要する費用又はその給付の事業に関する事務に要する費用の全部又は一部を負担し、又は補助することとされている給付（給与その他対価の性質を有するものを除く。）であつて、法令の規定により譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが

できないこととされているものをいう。以下この号において同じ。)がその受給権者である債務者等又は債務者等の親族その他の者(以下この号において「特定受給権者」という。)の預金又は貯金の口座に払い込まれた場合に当該預金又は貯金の口座に係る資金から当該貸付けの契約に基づく債権の弁済を受けることを目的として、次に掲げる行為をしないための措置

イ 特定受給権者の預金通帳等(当該預金若しくは貯金の口座に係る通帳若しくは引出用のカード若しくは当該預金若しくは貯金の引出し若しくは払込みに必要な情報又は年金証書その他特定受給権者が公的給付を受給することができることを証する書面その他のものをいう。)の引渡し若しくは提供を求め、又はこれらを保管する行為

ロ 特定受給権者に当該預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による当該債権の弁済をその預金又は貯金の口座のある金融機関に委託して行うことを求める行為

四十七 貸付けの契約に基づく債権の回収をするに当たつて、人を威迫し、又は次に掲げる言動その他の人の私生活若しくは業務の平穩を害するような言動をしないための措置

イ 正当な理由がないのに、社会通念に照らし不相当と認められる時間帯(午後九時から午前八時までの間とする。)に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

ロ 債務者等が弁済し、又は連絡し、若しくは連絡を受ける時期を申し出た場合において、その申出が社会通念に照らし相当であると認められないことその他の正当な理由がないのに、イに規定する時間帯以外の時間帯に、債務者等に電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は債務者等の居宅を訪問すること。

ハ 正当な理由がないのに、債務者等の勤務先その他の居宅以外の場所に電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装

置を用いて送信し、又は債務者等の勤務先その他の居室以外の場所を訪問すること。

二 債務者等の居室又は勤務先その他の債務者等を訪問した場所において、債務者等から当該場所から退去すべき旨の意思を示されたにもかかわらず、当該場所から退去しないこと。

ホ はり紙、立看板その他何らの方法をもつてするを問わず、債務者の借入れに関する事実その他債務者等の私生活に関する事実を債務者等以外の者に明らかにすること。

ヘ 債務者等に対し、債務者等以外の者からの金銭の借入れその他これに類する方法により貸付けの契約に基づく債務の弁済資金を調達することを要求すること。

ト 債務者等以外の者に対し、債務者等に代わつて債務を弁済することを要求すること。

チ 債務者等以外の者が債務者等の居所又は連絡先を知らせるところその他の債権の回収に協力することを拒否している場合において、更に債権の回収に協力することを要求すること。

リ 債務者等が、貸付けの契約に基づく債権に係る債務の処理を弁護士若しくは弁護士法人若しくは司法書士若しくは司法書士法人（以下この号において「弁護士等」という。）に委託し、又はその処理のため必要な裁判所における民事事件に関する手続をとり、弁護士等又は裁判所から書面によりその旨の通知があつた場合において、正当な理由がないのに、債務者等に対し、電話をかけ、電報を送達し、若しくはファクシミリ装置を用いて送信し、又は訪問する方法により、当該債務を弁済することを要求し、これに対し債務者等から直接要求しないよう求められたにもかかわらず、更にこれらの方法で当該債務を弁済することを要求すること。

又 債務者等に対し、イからリ（へを除く。）までのいずれかに掲げる言動をすることを告げること。

四十八 債務者等に対し、支払を催告するために書面又はこれに代

わる電磁的記録を送付する場合には、当該書面に封をする方法、本人のみが使用していることが明らかでない電子メールアドレス（電子メールの利用者を識別するための文字、番号、記号その他の符号をいう。）に電子メールを送付する方法その他の債務者の借入れに関する事実が債務者等以外の者に明らかにならない方法により行い、これに次に掲げる事項を記載し、又は記録するための措置

イ 組合の名称及び住所並びに電話番号

ロ 当該書面又は電磁的記録を送付する者の氏名

ハ 契約年月日

ニ 貸付けの金額

ホ 貸付けの利率

ヘ 支払の催告に係る債権の弁済期

ト 支払を催告する金額

チ 支払の催告時における当該催告に係る残存債務の額

リ 支払を催告する金額の内訳（元本、利息及び債務の不履行による賠償額の別をいう。）

ヌ 書面又はこれに代わる電磁的記録を保証人に対し送付する場合にあつては、保証契約の契約年月日及び保証債務の極度額その他の保証人が負担する債務の範囲

四十九 前号に定めるもののほか、貸付けの契約に基づく債権の回収を行うに当たり、相手方の請求があつたときは、次に掲げる事項を、書面を交付又は送付する方法（イ及びロに掲げる事項にあつては、第七号に規定する証明書の提示による方法も含む。）により、その相手方に明らかにするための措置

イ 組合の名称

ロ 債権の回収を行う者の氏名

ハ 債権の回収を行う者の弁済受領権限の基礎となる事実

ニ 回収する債権に係る第三十四号ロからネまでに掲げる事項

ホ 債務者等から債権を回収しようとするときは、前号へからリ

までに掲げる事項

へ 保証人から債権を回収しようとするときは、第三十六号に掲げる事項

五十 債務者等以外の者から貸付けの契約に基づく債務の弁済を受けないための措置

五十一 次に掲げる場合を除き、貸付けの契約に基づく債権を他者に譲渡しないための措置

イ 組合についての破産手続開始の決定がなされた場合

ロ 組合の業務又は財産の状況に照らして貸付事業の継続が困難となる蓋然性がある場合

五十二 貸付けの契約に基づく債権の譲渡（前号イ又はロに掲げる場合に限る。）又は債権の回収の委託（以下この号において「債権譲渡等」という。）をしようとする場合において、その相手方が次のいずれかに該当する者（以下この号において「債権回収制限者」という。）であることを知り、若しくは知ることができるとき、又は当該債権譲渡等の後債権回収制限者が当該債権の債権譲渡等を受けることを知り、若しくは知ることができるときは、当該債権譲渡等を行わないための措置

イ 暴力団員等

ロ 暴力団員等がその運営を支配する法人その他の団体又は当該法人その他の団体の構成員

ハ 貸付けの契約に基づく債権の回収を行うに当たり、第四十七号の規定に違反し、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）若しくは暴行行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯すおそれが明らかである者

五十三 貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けた場合において当該債権の証書を有するときは、遅滞なく、これをその弁済をした者に返還するための措置

五十四 事業所等ごとに、組合員の見やすい場所に、別紙様式に定める標識を明示するための措置

五十五 その営む業務の内容及び方法に応じ、資金需要者等の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の資金需要者等に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容の説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。）

五十六 その他貸付事業の適正な運営の確保及び資金の貸付けを受ける資金需要者等の利益の保護を図るための措置

五十七 前各号に掲げる措置を、当該措置に関する内部規則等（内部規則（貸付事業を行う組合又はその役員若しくは使用人が遵守すべき規則であつて貸付事業を行う組合が作成するものをいう。）その他これに準ずるものをいう。以下この条、第二条の四の二及び第五条の二において同じ。）に定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該内部規則等及び法第二十六条の四に規定する規約に基づいて業務が適正に運営されるための十分な体制を整備するための措置

2 前項第七号に規定する「証明書」は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事項が記載され、従業者の写真がはり付けられたものとする。

一 組合の貸付事業の業務に従事する場合（次号に該当する場合を除く。）

イ 組合の名称及び住所

ロ 従業者の氏名

ハ 証明書の番号

二 組合の委託により貸付事業の業務に従事する場合（組合の委任を受けて貸付事業を代理する場合を含む。）

イ 貸付事業の業務を委託した組合の名称及び住所

ロ 当該組合から貸付事業の業務を委託された者の商号、名称又は氏名、住所

ハ 当該組合が貸付事業の業務を委託した旨

ニ 従業者の氏名



ホ 証明書の番号

3 第一項第十二号に規定する「みなし利息」とは、礼金、割引金、手数料、調査料その他いかなる名義をもつてするかを問わず、金銭の貸付けに關し債権者の受ける元本以外の金銭（契約の締結及び債務の弁済の費用であつて、次に掲げるものを除く。）のうち、金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料その他の債務者の要請により債権者が行う事務の費用として次項で定めるものを除いたものをいう。

一 公租公課の支払に充てられるべきもの

二 強制執行の費用、担保権の実行としての競売の手續の費用その他公の機關が行う手續に關してその機關に支払うべきもの

三 債務者が金銭の受領又は弁済のために利用する現金自動支払機その他の機械の利用料（現金自動支払機その他の機械を利用して受け取り、又は支払う次のイ及びロに掲げる額の区分に応じ、当該イ及びロで定める額（消費税額及び当該消費税額を課税標準として課されるべき地方消費税額に相当する額（次項において「消費税額等相当額」という。）を含む。）の範囲内のものに限る。）

イ 一万円以下の額 百五十円

ロ 一万円を超える額 二百十円

4 前項に規定する「債務者の要請により債権者が行う事務の費用」は、次に掲げる費用（消費税額等相当額を含む。）とする。

一 金銭の貸付け及び弁済に用いるため債務者に交付されたカードの再発行の手数料

二 法令の規定により金銭の貸付けに關して債務者に交付された書面の再発行及び当該書面の交付に代えて電磁的方法により債務者に提供された事項の再提供の手数料

三 口座振替の方法による弁済において、債務者が弁済期に弁済できなかつた場合に行う再度の口座振替手續に要する費用

5 第一項第二十号に規定する「当該組合員の収入又は収益その他の

資力を明らかにする事項を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」は、次に掲げる書面（第三号及び第九号に掲げるものを除き、一般的に発行される直近の期間に係るものに限る。）又はその写し（当該書面に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下この項において「書面等」という。）とする。ただし、組合員の勤務先に変更があつた場合その他当該書面等が明らかにする当該組合員の資力に変更があつたと認められる場合には、当該変更後の資力を明らかにするものに限る。

一 源泉徴収票

二 支払調書

三 給与の支払明細書（直近の二月分以上のものに限る。）

四 確定申告書

五 青色申告決算書

六 収支内訳書

七 納税通知書

八 所得証明書

九 年金証書

十 年金通知書

6 前項ただし書の規定にかかわらず、当該組合員が次に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、同項本文に規定する書面等を用いることができる。

一 変更後の勤務先が確認されていること。

二 変更後の勤務先で二月分以上の給与の支払を受けていないこと。

7 第一項第二十二号に規定する「組合員の利益の保護に支障を生ずることがない契約」は、次に掲げる契約とする。

一 金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利を含む。）であつて、次に掲げるものを担保とする貸付けに係る契約（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時に

おける当該有価証券の時価の範囲内であるものに限る。）

イ 金融商品取引法第二条第一項第一号から第三号まで、第十号又は第十一号に掲げる有価証券

ロ 金融商品取引法施行令（昭和四十年政令第三百二十一号）第二十七条の二各号に掲げる有価証券

二 不動産（借地権を含み、組合員若しくは担保を提供する者の居宅、居宅の用に供する土地若しくは借地権又は当該組合員若しくは担保を提供する者の生計を維持するために不可欠なものを除く。）を担保とする貸付けに係る契約であつて、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時におけるその不動産の価格（鑑定評価額、公示価格、路線価、固定資産税評価額（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）その他の資料に基づき合理的に算出した額をいう。以下この項において同じ。）の範囲内であるものに限る。）

三 売却を予定している組合員の不動産（借地権を含む。）の売却代金により弁済される貸付けに係る契約であつて、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの（貸付けの金額が当該貸付けに係る契約の締結時における当該不動産の価格の範囲内であるものに限り、当該不動産を売却した後当該組合員の生活に支障を来すと認められる場合を除く。）

四 自動車の購入に必要な資金の貸付けに係る契約のうち、当該自動車の所有権を組合が取得し、又は当該自動車が譲渡により担保の目的となつているものであつて、組合員の返済能力を超えないと認められるもの

五 債務を既に負担している組合員が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、次に掲げるすべての要件に該当するもの

イ 当該貸付けに係る契約の一月の負担が当該債務に係る一月の

負担を上回らないこと。

ロ 当該貸付けに係る契約の将来支払う返済金額の合計額と当該貸付けに係る契約の締結に関し当該組合員が負担する元本及び利息以外の金銭の合計額の合計額が当該債務に係る将来支払う返済金額の合計額を上回らないこと。

ハ 当該債務につき供されている物的担保以外の物的担保を供させないこと。

ニ 当該貸付けに係る契約に基づく債権につき物的担保を供させるときは、当該物的担保の条件が当該債務につき供されていた物的担保の条件に比して物的担保を供する者に不利とならないこと。

六 組合員又は当該組合員の親族で当該組合員と生計を一にする者の療養のために緊急に必要と認められる次のいずれかに掲げる療養費又は医療費を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約であつて、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの（トに掲げる医療費を支払うために必要な資金の貸付けに係る契約については、当該組合員が現にトの貸付けに係る契約を締結していないものに限る。）

イ 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百五十一条及び百四十七条に規定する高額療養費

ロ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第三十一条ノ六第一項に規定する高額療養費

ハ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）第六十条の二第一項（私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第二十五条において準用する場合を含む。）に規定する高額療養費

ニ 国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第一項に規定する高額療養費

ホ 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第六十二条の二第一項に規定する高額療養費

へ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第八十四条第一項に規定する高額療養費

ト イからへまでに該当しない医療費（所得税法第七十三条第二項に規定する医療費をいう。）

七 多重債務者等である組合員又は当該組合員の親族で当該組合員と生計を一にする者の生活のために緊急に必要と認められる資金の貸付けに係る契約（債務を既に負担している組合員が当該債務を弁済するために必要な資金の貸付けに係る契約を除く。）であつて、当該契約を締結することにより多重債務者等である組合員の経済生活の再生に寄与するとともに、当該組合員の返済能力を超えないと認められるもの

8 第一項第三十号及び前項第七号に規定する「多重債務者等」とは、次のいずれかに該当する者をいう。

一 貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れ等による債務を負っている者であつて、支払不能に陥るおそれのある者又は現に支払不能に陥っている者

二 過去に前号で定める者であつたため、又はその他の理由により、貸金業者その他の金融機関等からの金銭の借入れが難しい者

9 第一項第四十一号の帳簿を作成するときは、当該帳簿を保存すべき事業所等ごとに次の各号に掲げる書面の写しを保存することをもつて、当該各号に定める事項の記載に代えることができる。

一 第一項第三十四号及び第三十五号の規定により交付すべき書面第四十一号イに掲げる事項

二 第一項第三十六号及び第三十七号の規定により交付すべき書面第四十一号ロに掲げる事項

三 貸付けの契約に基づく債権の譲渡契約の書面（第一項第四十一号ホに掲げる事項を記載したものに限る。） 第一項第四十一号ホに掲げる事項

第⑤条 法第十四条第四項に規定する厚生労働省令で定める学校は、大学、大学院又は高等専門学校その他これらに準ずる教育施設とする。

(電磁的方法)

第⑥条 法第十七条第三項(法第五十六条第五項において準用する場合を含む。)に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの
  - イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
  - ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法
  - 二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法
- 2 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならない。

(電磁的記録)

第⑦条 法第二十五条の二第三項第二号に規定する厚生労働省令で定めるものは、磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものとす。

(新規)

【消費生活協同組合法施行規則】

(議決権又は選挙権に係る情報通信の技術を利用する方法)

第二条の三 法第十七条第三項に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- 一 電子情報処理組織を使用する方法のうち、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するもの
- 二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法

(新規)

(共済事業規約の記載事項)  
第⑤条 法第二十六条の三第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(新規)

- 一 事業の実施方法に関する事項
  - イ 被共済者又は共済の目的の範囲
  - ロ 共済事業を行う組合の委託を受けて当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者の共済契約の締結の代理又は媒介に係る権限に関する事項
  - ハ 共済金額及び共済期間の制限
  - ニ 被共済者又は共済の目的の選択及び共済契約締結の手續に関する事項
  - ホ 共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項
  - ヘ 共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類
  - ト 再共済又は再保険に関する事項
  - チ 共済契約の特約に関する事項
  - リ 契約者割戻し(法第五十条の十第一項に規定する契約者割戻しをいう。以下同じ。)に関する事項
  - 又 共済契約者に対して行う貸付けに関する事項
  - ル 共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合に関する事項
  - ヲ 共済事業を行う他の組合との契約により連帯して共済契約による共済責任を負担し、かつ、当該共済責任について負担部分を有しない共済事業を行う組合(以下「共同事業組合」という。)においては、その旨
  - ワ その他事業の実施に関し必要な事項
- 二 共済契約に関する事項
- イ 組合が共済金を支払わなければならない事由
  - ロ 共済契約無効の原因

- ハ 組合がその義務を免れる事由
  - ニ 組合の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期
  - ホ 共済契約者又は被共済者がその義務を履行しないことによつて受ける損失
  - ヘ 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務
  - ト 契約者割戻しを受ける権利を有する者がいる場合においては、その権利の範囲
  - チ 共済契約者に対して提示すべき重要事項
  - 三 共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項
  - イ 共済掛金の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項
  - ロ 責任準備金（法第五十条の七に規定する責任準備金をいう。以下同じ。）の計算の方法（その計算の基礎となる係数を要する場合においては、その係数を含む。）に関する事項
  - ハ 返戻金の額その他の被共済者のために積み立てるべき額を基礎として計算した金額（以下「契約者価額」という。）の計算の方法及びその基礎に関する事項
  - ニ 契約者割戻しに充てるための準備金及び契約者割戻しの計算の方法に関する事項
  - ホ 未収共済掛金の計上に関する事項
  - ヘ 共済掛金積立金を計算する共済契約については、共済金額、共済の種類又は共済期間を変更する場合における計算の方法に関する事項
  - ト その他共済の数理に関して必要な事項
- 2 共同事業組合は、前項第一号トに掲げる事項及び同号イからルまでに掲げる事項に係る技術的事項、同項第二号イからチまでに掲げる事項並びに同項第三号イ及びハからトまでに掲げる事項を共済事業規約に記載しないことができる。



(責任共済事業規約の記載事項)

第⑤条 法第二十六条の三第二項に規定する責任共済等(法第二十六条の三第二項に規定する責任共済等をいう。以下同じ。)の事業の実施方法、共済契約及び共済掛金の額の算出方法に関して厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の実施方法に関する事項

イ 被共済者又は共済の目的の範囲

ロ 共済事業を行う組合の委託を受けて当該組合のために共済契約の締結の代理又は媒介を行う者の共済契約の締結の代理又は媒介に係る権限に関する事項

ハ 共済金額及び共済期間の制限

ニ 共済契約締結の手續に関する事項

ホ 共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項

ヘ 共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類

ト 再共済の授受に関する事項

チ その他事業の実施に関し必要な事項

二 共済契約に関する事項

イ 組合が共済金を支払わなければならない事由

ロ 共済契約無効の原因

ハ 組合が共済契約に基づく義務を免れるべき事由

ニ 組合の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期

ホ 共済契約者又は被共済者とその義務を履行しないことによつて受ける損失

ヘ 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務

ト 共済契約者に対して提示すべき重要事項

三 共済掛金の額の算出方法に関する事項

【消費生活協同組合法施行規則】

(責任共済事業規約の記載事項)

第二条の四 法第二十六条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 事業の実施方法に関する事項

イ 被共済者又は共済の目的の範囲

ロ 共済金額及び共済期間の制限

ハ 共済契約締結の手續に関する事項

ニ 共済掛金の收受、共済金の支払及び共済掛金の払戻しその他の返戻金に関する事項

ホ 共済証書の記載事項並びに共済契約申込書の記載事項及びこれに添付すべき書類の種類

ト 再共済の授受に関する事項

チ その他事業の実施に関し必要な事項

二 共済契約に関する事項

イ 組合が共済金を支払わなければならない事由

ロ 共済契約無効の原因

ハ 組合が共済契約に基づく義務を免れるべき事由

ニ 組合の義務の範囲を定める方法及びその義務の履行の時期

ホ 共済契約者又は被共済者とその義務を履行しないことによつて受ける損失

ヘ 共済契約の全部又は一部の解除の原因並びにその解除の場合において当事者が有する権利及び義務

ト 共済契約者に対して提示すべき重要事項

三 共済掛金の額の算出方法に関する事項

- イ 予定損害率に関する事項
- ロ 予定事業費率に関する事項
- ハ 共済掛金の計算に関する事項
- ニ 自動車損害賠償保障法第二十八条の三第三項において準用する同条第一項に規定する準備金の計算等に関する事項

(貸付事業規約の記載事項)

第③条 (略)

- イ 予定損害率に関する事項
- ロ 予定事業費率に関する事項
- ハ 共済掛金の計算に関する事項
- ニ 自動車損害賠償保障法第二十八条の三第三項において準用する同条第一項に規定する準備金の計算等に関する事項

(貸付事業規約の記載事項)

第二条の四の二 法第二十六条の四の厚生労働省令で定める事項は、

次に掲げる事項とする。

- 一 事業の実施方法に関する事項
- イ 貸付事業を行う事業所等の所在地及び電話番号その他の連絡先
- ロ 貸付事業の実施に必要な資金の調達方法
- ハ 組合の借入金額の最高限度
- ニ 貸付契約者、保証人又は貸付事業の目的の範囲
- ホ 貸付事業の業務を第三者に委託する場合の代理に係る権限に関する事項
- ヘ 貸付金額及び貸付期間の制限
- ト 貸付契約者又は貸付事業の目的の選択及び貸付契約締結の手續に関する事項
- チ 保証人及び保証契約締結の手續に関する事項
- リ 契約締結前の書面、契約締結時の書面及び受取証書の記載事項並びに貸付契約申込書の記載事項及びこれに添附すべき書類の種類
- ヌ 貸付けの契約の相手方又は相手方となろうとする者の死亡によつて保険金額の支払を受けることとなる保険契約を締結しようとする場合において、これらの者から商法第六百七十四条第一項の規定による同意を得ようとするときにあらかじめ交付する書面の記載事項
- ル 貸付事業の業務に関する帳簿の閲覧又は謄写

(理事会の議事録)

第⑤条 法第三十条の五第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定による理事会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。

3 理事会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 理事会が開催された日時及び場所

ヲ 特定公正証書の作成

ワ 債権の譲渡の制限

カ 全額弁済時の債券証書の返還

ヨ 第二条の二の二第一項第一号から第五十六号までに掲げる措置を定める内部規則等の名称及び種類

タ 貸付契約を締結する際のアセスメントの方法及び生活再建計画の作成に関する事項

レ その他事業の実施に関し必要な事項

二 貸付けの契約に関する事項

イ 貸付けの利率

ロ みなし利息

ハ 賠償額の予定に関する事項

ニ 担保を供することが必要な場合における当該担保に関する事項

ホ 債務者が負担すべき元本及び利息以外の金銭に関する事項

ヘ 保証人の保証の範囲に関する事項

ト 利息の計算方法

チ 貸付金の貸付け及び返済の方法その他金銭の授受に関する事項

リ その他貸付けの契約に関し必要な事項

(新規)

二 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨  
イ 法第三十条の五第六項（法第七十三条において準用する場合  
を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第二項の規  
定による理事の請求を受けて招集されたもの

ロ 法第三十条の五第六項（法第七十三条において準用する場合  
を含む。）において準用する会社法第三百六十六条第三項の規  
定により理事が招集したもの

ハ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十三  
条第二項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規  
定による監事の請求を受けて招集されたもの

ニ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十三  
条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規  
定により監事が招集したもの

三 理事会の議事の経過の要領及びその結果

四 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事がある  
ときは、当該理事の氏名

五 次に掲げる規定により理事会において述べられた意見又は発言  
があるときは、その意見又は発言の内容の概要

イ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十  
二条（法第七十三条において準用する場合を含む。）

ロ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十  
三条第一項本文（法第七十三条において準用する場合を含む。）

ハ 法第三十一条の二第三項（法第七十三条において準用する場  
合を含む。）

六 理事会に出席した役員等又は組合員の氏名又は名称

七 理事会の議長の氏名

4 次の各号に掲げる場合には、理事会の議事録は、当該各号に定め  
る事項を内容とするものとする。

一 法第三十条の六（法第七十三条において準用する場合を含  
む。）の規定により理事会の決議があつたものとみなされた場合

次に掲げる事項

- イ 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
  - ロ イの事項の提案をした理事の氏名
  - ハ 理事会の決議があつたものとみなされた日
  - ニ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名
- 二 法第三十条の八（法第七十三条において準用する場合を含む。）の規定により理事会への報告を要しないものとされた場合次に掲げる事項
- イ 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
  - ロ 理事会への報告を要しないものとされた日
  - ハ 議事録の作成に係る職務を行つた理事の氏名

（電子署名）

第⑤条 法第三十条の五第四項（法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める署名又は記名押印に代わる措置は、電子署名とする。

- 2 前項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であつて、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
- 一 当該情報が当該措置を行つた者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
  - 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるとであること。

（報酬等の額の算定方法）

第⑥条 法第三十一条の三第四項（法第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める方法により算定される額は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 役員がその在職中に報酬、賞与その他の職務執行の対価（当該役員が当該組合の職員を兼ねている場合における当該職員の報

（新規）

（新規）

酬、賞与その他の職務執行の対価を含む。)として組合から受け、又は受けるべき財産上の利益(次号に定めるものを除く。)の額の事業年度(法第三十一条の三第四項(法第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。))の決議を行つた当該総会の決議の日を含む事業年度及びその前の各事業年度に限る。)ごとの合計額(当該事業年度の期間が一年でない場合にあつては、当該合計額を一年当たりの額に換算した額)のうち最も高い額

二 イに掲げる額をロに掲げる数で除して得た額

イ 次に掲げる額の合計額

(1) 当該役員が当該組合から受けた退職慰労金の額

(2) 当該役員が当該組合の職員を兼ねていた場合における当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分の額

(3) (1)又は(2)に掲げるものの性質を有する財産上の利益の額

ロ 当該役員がその職に就いていた年数(当該役員が次に掲げるものに該当する場合における次に定める数が当該年数を超えている場合にあつては、当該数)

(1) 代表理事 六

(2) 代表理事以外の理事 四

(3) 監事又は会計監査人 二

(責任の免除の決議後に受ける退職慰労金等)

第⑨条 法第三十一条の三第七項(法第三十一条の八第四項において準用する場合を含む。)に規定する退職慰労金その他の厚生労働省令で定める財産上の利益は、次に掲げるものとする。

一 退職慰労金

二 当該役員が当該組合の職員を兼ねていたときは、当該職員としての退職手当のうち当該役員を兼ねていた期間の職務執行の対価である部分

三 前二号に掲げるものの性質を有する財産上の利益

(新規)

(責任追及等の訴えの提起の請求方法)

第⑤条 法第三十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 被告となるべき者
- 二 請求の趣旨及び請求を特定するのに必要な事実

(訴えを提起しない理由の通知方法)

第⑥条 法第三十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第四項(法第七十三条において準用する場合を含む。)に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法による提供とする。

- 一 組合が行った調査の内容(次号の判断の基礎とした資料を含む。)
- 二 請求対象者の責任又は義務の有無についての判断
- 三 請求対象者に責任又は義務があると判断した場合において、責任追及等の訴え(法第三十一条の六において準用する会社法第八百四十七条第一項(法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する責任追及等の訴えをいう。)を提起しないときは、その理由

(総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

第⑦条 法第三十五条第四項(法第七十三条において準用する場合を含む。))に規定する厚生労働省令で定める方法は、第⑤条第一項第二号に掲げる方法とする。

(招集の決定事項)

(新規)

(新規)

【消費生活協同組合法施行規則】

(法第三十五条第四項の厚生労働省令で定める方法)  
第二条の五 法第三十五条第四項に規定する厚生労働省令で定める方法は、第二条の三第二号に掲げる方法とする。

第③条 法第三十七条第一項第三号に規定する厚生労働省令で定める

事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第三十四条に規定する通常総会の日が前事業年度に係る通常総会の日に対応する日と著しく離れた日であるときは、その日時を決定した理由

二 法第三十七条第一項第一号に規定する総会の場所が過去に開催した総会のいずれの場所とも著しく離れた場所であるとき（次に掲げる場合を除く。）は、その場所を決定した理由

イ 当該場所が定款で定められたものである場合

ロ 当該場所で開催することについて総会に出席しない組合員全員の同意がある場合

三 総会に出席しない組合員が書面によつて議決権を行使することができる旨又は総会に出席しない組合員が電磁的方法によつて議決権を行使することができる旨を定款で定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

イ 特定の時（総会の日時以前の時であつて、法第三十八条第一項の規定により通知を發した時から十日間を経過した時以後の時に限る。以下この号において同じ。）をもつて書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ロ 特定の時をもつて電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時

ハ 各議案についての賛否（棄権の欄を設ける場合にあつては、棄権を含む。）の欄に記載がない組合員が議決権を行使するための書面が組合に提出された場合における各議案についての賛成、反対又はいずれかの意思の表示があつたものとする取扱いの内容

四 法第十七条第二項の規定による代理人による議決権の行使について、代理権を証明する方法、代理人の数その他代理人による議

（新規）



決権の行使に関する事項を定めるとき（定款に当該事項についての定めがある場合を除く。）は、その事項

（電磁的方法による通知の承諾等）

第⑤条 法第三十八条第二項（法第四十七条第六項において準用する場合を含む。）の規定により電磁的方法により通知を発しようとする者（次項において「通知発出者」という。）は、次の各号に定めるところにより、あらかじめ、当該通知の相手方に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 次に掲げる方法のうち、送信者が使用するもの

イ 電子情報処理組織を使用する方法のうち次に掲げるもの

- (1) 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
- (2) 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

ロ 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

二 ファイルへの記録の方式

2 前項の規定による承諾を得た通知発出者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による通知を受けない旨の申出があつたときは、当該相手方に対し、当該通知を電磁的方法によつて発してはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

（新規）

(共済事業規約の変更の総会の決議を要しない事項)

第②条 法第四十条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の實質的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理
- 二 第③条第一項第三号に掲げる事項の設定又は変更
- 三 責任共済等の事業についての共済事業規約の変更

(定款変更の認可申請)

第③条 法第四十条第四項の規定による定款変更の認可の申請書には、定款変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面並びに総会の議事録の謄本を添附しなければならない。

2 前項の定款変更の認可の申請書が、新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項の書類の外、事業計画書を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少に関する定款変更の認可の申請書には、第一項に掲げた書類のほか、財産目録及び貸借対照表並びに法第四十条第三項の規定による公告及び催告をしたこと、若しくは異議を述べた債権者があるときは、法第四十九条の二条第二項の規定により、これに対し、弁済し、若しくは、担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額を減少してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

(組合の定款の変更の認可を要しない事項)

第④条 法第四十条第四項に規定する厚生労働省令で定める事項は、以下に掲げる事項とする。

- 一 主たる事務所又は従たる事務所の所在地の名称の変更
- 二 関係法令の改正(条項の移動等当該法令に規定する内容の實質

(新規)

【消費生活協同組合法施行規則】

(定款変更の認可申請)

第四条 法第四十三条第三項の規定による定款変更の認可の申請書には、定款変更の条項(新旧の比較対照表を含む。)及び理由を記載した書面及び総会の議事録の謄本を添附しなければならない。

2 前項の定款変更の認可の申請書が、新たに事業を經營する場合に係るものであるときは、同項の書類の外、事業計画書を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少に関する定款変更の認可の申請書には、第一項に掲げた書類のほか、財産目録及び貸借対照表並びに法第四十条第二項の規定による公告及び催告をしたこと、若しくは異議を述べた債権者があるときは、法第五十条第二項の規定により、これに対し、弁済し、若しくは、担保を供し、若しくは信託をしたこと又は出資一口の金額を減少してもその債権者を害するおそれがないことを証する書面を添付しなければならない。

【消費生活協同組合法施行規則】

(法第四十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項)

第五条 法第四十三条第三項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第二十六条第一項第四号に掲げる事項とする。

的な変更を伴わないものに限る。)に伴う規定の整理

(共済事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)

第⑤条 法第四十条第五項に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約及び理由を記載した書面

二 定款

三 最終の決算関係書類(法第三十一条の七第二項に規定する決算関係書類をいう。以下同じ。)(剰余金処分案及び損失処理案を除く。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 総会の議事録の謄本

2 法第四十条第五項に規定する規約の変更の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面

二 定款

三 最終の決算関係書類(剰余金処分案及び損失処理案を除く。)及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 総会の議事録の謄本(第⑤条各号に定める事項に係る共済事業規約の変更を行う場合を除く。)

3 法第四十条第五項に規定する規約の廃止の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約及び理由を記載した書面

二 定款

三 総会の議事録の謄本

(貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)

第⑥条 法第四十条第六項に規定する規約の設定の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約及び理由を記載した書面

二 定款

(新規)

(貸付事業規約の設定、変更又は廃止の認可申請)

第五条の二 法第四十三条第五項に規定する規約の設定の認可の申請書には、当該規約及び理由を記載した書面並びに定款、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、内部規則等、及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

三 最終の決算関係書類（剰余金処分案及び損失処理案を除く。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 内部規則等

五 総会の議事録の謄本

2 法第四十条第六項に規定する規約の変更の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面  
二 定款

三 最終の決算関係書類（剰余金処分案及び損失処理案をく。）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書

四 内部規則等

五 総会の議事録の謄本

3 法第四十条第六項に規定する規約の廃止の認可の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一 当該規約及び理由を記載した書面

二 定款

三 総会の議事録の謄本

（役員の説明義務）

第⑥条 法第四十三条（法第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 組合員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

イ 当該組合員が総会の日より相当の期間前に当該事項を組合に対して通知した場合

ロ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

二 組合員が説明を求めた事項について説明をすることにより組合その他の者（当該組合員を除く。）の権利を侵害することとなる

2 法第四十三条第五項に規定する規約の変更の認可の申請書には、当該規約変更の新旧の比較対照表及び理由を記載した書面並びに定款、事業報告書、貸借対照表、損益計算書、附属明細書、内部規則等、及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

3 法第四十三条第五項に規定する規約の廃止の認可の申請書には、当該規約及び理由を記載した書面並びに定款、及び総会の議事録の謄本を添付しなければならない。

（新規）

場合

- 三 組合員が当該総会において実質的に同一の事項について繰り返し説明を求めた場合
- 四 前三号に掲げる場合のほか、組合員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(議事録)

第⑤条 法第四十五条第一項の規定による総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。

一 総会が開催された日時及び場所

二 総会の議事の経過の要領及びその結果

三 次に掲げる規定により総会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の概要

イ 法第三十条の三第三項及び法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十五条第一項

ロ 法第三十条の三第三項及び法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百四十五条第二項

ハ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十四条

ニ 法第三十条の三第三項において準用する会社法第三百八十七

ホ 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十

ヘ 法第三十一条の八第三項において準用する会社法第三百九十

四 総会に出席した理事及び監事の氏名

(新規)

- 五 総会の議長の氏名
- 六 議事録を作成した理事の氏名

(区分経理)

第⑤条 法第五十条の三第三項の厚生労働省令で定める事業は、次に掲げる事項とする。

- 一 病院又は診療所を営む事業
- 二 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けて実施する事業
- 三 法令に基づく事業であつて、社会保険料をもつてその財源とするもの又は国若しくは地方公共団体がその要する費用の全部若しくは一部を負担し、若しくは補助するもの
- 四 国若しくは地方公共団体がその要する費用の全部若しくは一部を補助する事業（第三号を除く。）

第⑥条 法第五十条の三第三項の厚生労働省令で定めるものは、以下に定める事業であつて定款に定めるものとする。

- 一 法第十条第一項第六号の事業
- 二 法第十条第一項第七号の事業
- 三 前二号に掲げる事業のほか、第⑤条に規定する事業から生じた利益をその財源に充てることが適当な事業

(共済事業の運営に関する措置)

第⑦条 共済事業を行う組合は、法第五十条の六の規定により、その共済事業に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 共済金等の額を外国通貨をもつて表示する共済契約の締結に際して、当該組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、共済金等の支払時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額が、共済契約時における外国為替相場により本邦通貨に換算した共済金等の額を下回る場合があることを記載した書面の

(新規)

(新規)

(新規)

交付により、説明を行うことを確保するための措置

二 共済掛金の計算に際して予定解約率を用い、かつ、共済契約の解約による返戻金を支払わないことを約した共済契約の締結に際して、当該組合の役員又は使用人が、共済契約者に対し、共済契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置

三 既に締結されている共済契約（以下「既契約」という。）を消滅させると同時に、既契約の責任準備金（被共済者のために積み立てられている額に限る。以下この号において同じ。）、返戻金の額その他の被共済者のために積み立てられている額を、新たに締結する共済契約（以下「新契約」という。）の責任準備金又は共済掛金に充当することによつて成立する共済契約（既契約と新契約の被共済者が同一人を含む場合に限る。）の共済契約の募集に際して、共済募集人が、共済契約者に対し、次に掲げる事項を記載した書面（イ及びロに掲げる事項にあつては、既契約と新契約が対比できる方法により記載した書面）の交付により、説明を行うことを確保するための措置

イ 第⑤条第一項第二号チに規定する事項及び給付のある主要な特約ごとの既契約及び新契約に関する共済の種類、共済金額、共済期間、共済掛金

ロ 既契約及び新契約に関する共済掛金払込期間その他共済契約に関して重要な事項

ハ 既契約を継続したまま保障内容を見直す方法がある事実及びその方法

四 共済募集人の公正な共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介を行う能力の向上を図るための措置

五 共済代理店を置く組合にあつては、次に掲げる基準を満たすために必要な措置

イ 当該共済代理店の利用者の情報の管理が適切に行われること。

ロ 当該共済代理店において、代理業務に係る財産と共済代理店の固有の財産とが分別して管理されること。

ハ 当該共済代理店において行う業務が、組合員の利便に照らし必要なものとして厚生労働大臣が定めるところにより行われるものであること。

ニ 当該組合が当該共済代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

ホ 当該共済代理店が法第十条第二項の規定により保険募集を併せ行う場合には、業務の方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行うこと。

- (1) 共済契約ではないこと。
- (2) 契約の主体
- (3) その他共済契約との誤認防止に関し参考となると認められる事項

六 前各号に定めるもののほか、共済契約の締結又は共済契約の締結の代理若しくは媒介に際して、共済募集人が、共済契約者及び被共済者（共済契約の締結時において被共済者が特定できない場合を除く。）に対し、共済契約の内容のうち重要な事項を記載した書面の交付その他の適切な方法により、説明を行うことを確保するための措置

（保険契約と共済契約との誤認防止）

第⑨条 共済事業を行う組合は、法第十条第二項の規定により保険募集を行う場合には、契約の種類に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、利用者に対し、書面の交付その他の適切な方法により、共済契約と保険契約との誤認を防止するため、次に掲げる事項の説明を行わなければならない。

- 一 共済契約ではないこと。

（新規）



二 契約の主体

三 その他共済契約との誤認防止に関し参考となるべき事項

(共済事業を行う組合と他の者との誤認防止)

第④条 共済事業を行う組合は、電気通信回線に接続している電子計算機を利用してその共済事業を行う場合には、利用者が当該組合と他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(新規)

(共済事業を行う組合の内部規則等)

第⑤条 共済事業を行う組合は、共済事業の内容及び方法に応じ、利用者への知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪を防止するための措置を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、役員又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(新規)

(個人利用者情報の安全管理措置等)

第⑥条 共済事業を行う組合は、その取り扱う個人である利用者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督に際して、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(新規)

(返済能力情報の取扱い)

第⑦条 共済事業を行う組合は、信用情報に関する機関(資金需要者の借入金返済能力に関する情報の収集及び当該組合に対する当該情

(新規)

報の提供を行うものをいう。)から提供を受けた情報であつて個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(特別の非公開情報の取扱い)

第⑨条 共済事業を行う組合は、その業務上取り扱う個人である利用者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されてない情報をいう。)を、当該業務の適切な運営の確保その他の必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じなければならない。

(純資産額)

第⑩条 (略)

(契約条件の変更の申出)

第⑪条 共済事業を行う組合は、法第五十三条の四第一項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

一 理由書

二 最終の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失処理計算書その他の最近における財産及び損益の状況を知ることができる書類

(新規)

(純資産額)

第五条の三 法第五十一条第三項の純資産額は、最終の貸借対照表において、資本の部の合計額として表示された金額とする。

2 前項の規定にかかわらず、最終の貸借対照表を作成した日後に行われた出資金の払込み、剰余金の割戻し、合併、その他これらに類する行為によつて組合の純資産額が増加し又は減少した場合における法第五十一条第三項の純資産額は、前項の金額に当該増加の額又は減少の額を加算又は控除した金額とする。

(新規)

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

(契約条件の変更に係る総会の招集通知の記載事項)

第㉔条 法第五十三条の七第三項の厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 契約条件の変更がやむを得ない理由
- 二 契約条件の変更の内容
- 三 契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測
- 四 共済契約者等（法第十二条の二第二項に規定する共済契約者等をいう。以下同じ。）以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項
- 五 経営責任に関する事項
- 六 その他契約条件の変更に関し必要な事項

(契約条件の変更に係る備置書類)

第㉕条 法第五十三条の九第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 契約条件の変更がやむを得ない理由
- 二 契約条件の変更の内容
- 三 契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測
- 四 共済契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項
- 五 経営責任に関する事項
- 六 その他契約条件の変更に関し必要な事項

(共済調査人の選任等)

第㉖条 行政庁は、法第五十三条の十第一項の規定により共済調査人を選任したとき、又は同条第三項の規定により共済調査人を解任したときは、その旨及び当該共済調査人の商号、名称又は氏名を同条第五項に規定する被調査組合に通知するものとする。

(新規)

(新規)

(新規)

(契約条件の変更に係る承認)

第⑤条 共済事業を行う組合は、法第五十三条の十三第一項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して行政庁に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 総会（総代会を含む。以下同じ。）の議事録
- 三 法第五十三条の七第一項の議決に係る契約条件の変更の内容を示す書類
- 四 第⑤条各号（第二号を除く。）に掲げる書類
- 五 その他参考となるべき事項を記載した書類

(契約条件の変更に係る通知書類)

第⑥条 法第五十三条の十四第二項に規定する厚生労働省令で定める書類は、第⑤条各号（第二号を除く。）に掲げる事項を示す書類とする。

(共済契約に係る債権の額)

第⑦条 法第五十三条の十四第四項に規定する厚生労働省令で定める金額は、共済掛金積立金を積み立てる共済契約にあつては第一号に掲げる金額とし、それ以外の共済契約にあつては第二号に掲げる金額とする。

- 一 法第五十三条の十四第一項の公告（以下「公告」という。）の時に於いて被共済者のために積み立てるべき金額
- 二 共済契約に定めた共済期間のうち、公告の時に於いて、まだ経過していない期間に対応する共済掛金の金額

(契約条件の変更後の公告事項)

第⑧条 法第五十三条の十五第一項に規定する厚生労働省令で定める事項は、法第五十三条の十四第一項から第四項までに規定する手続の経過とする。

(新規)

(新規)

(新規)

(新規)

(削除)

(出資の総額の最低限度)

第⑨条 法第五十四条の二第一項に規定する厚生労働省令で定める区分は次の各号に掲げる区分とし、同項の厚生労働省令で定める額は当該区分に応じ当該各号に定める額とする。

- 一 共済事業を行う消費生活協同組合であつてその組合員の総数が令第十八条に定める基準を超えるもの 一億円
- 二 共済事業を行う連合会 十億円

(創立総会の議事録)

第⑩条 法第五十六条第四項の規定による創立総会の議事録の作成については、この条の定めるところによる。

- 2 創立総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもつて作成しなければならない。
- 3 創立総会の議事録は、次に掲げる事項を内容とするものでなければならない。
  - 一 創立総会が開催された日時及び場所
  - 二 創立総会の議事の経過の要領及びその結果
  - 三 創立総会に出席した発起人又は設立当時の役員の名又は名称
  - 四 創立総会の議長の名
  - 五 議事録の作成に係る職務を行つた発起人の氏名又は名称

【消費生活協同組合法施行規則】

(設立賛成者の募集)

第六条 法第五十四条の規定により発起人が組合設立の賛成者を募ろうとするときは、同条に掲げる書類の内容を組合員たる資格を有する者に広く周知せしめるような方法を講じなければならない。

(新規)

(新規)

【消費生活協同組合法施行規則】

(設立の認可申請)

(設立の認可申請)

第⑤条 法第五十七条第一項の規定により提出する役員名簿には、役員の名、住所、経歴を記載しなければならない。

2 法第五十七条第一項の規定による設立の認可の申請書には、発起人がその代表者を定めたときは、その権限を証する書類を添附しなければならない。

(解散の認可申請)

第⑥条 法第六十二条第二項の規定による総会の議決による解散の認可の申請書には、理由書、総会の議事録の謄本、財産目録及び貸借対照表を添附しなければならない。

(継続の認可申請)

第⑦条 法第六十三条第一項ただし書の規定による組合の継続の認可の申請書には、組合員の三分の二以上の同意を証する書面を添附しなければならない。

(吸収合併消滅組合の事前開示事項)

第⑧条 法第六十八条第一項に規定する吸収合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十六条第四号に掲げる事項についての定め(当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと)の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅組合の組合員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併存続組合の持分であるときは、当該吸収合併存続組合の定款の定め

三 吸収合併消滅組合の組合員に対して交付する金銭等の全部又は一部が吸収合併存続組合以外の法人等(法人その他の団体をいう。以下同じ。)の株式、持分、社債等その他これらに準ずるも

第八条 法第五十七条第一項の規定により提出する役員名簿には、役員の名、住所、経歴を記載しなければならない。

2 法第五十七条第一項の規定による設立の認可の申請書には、発起人がその代表者を定めたときは、その権限を証する書類を添附しなければならない。

【消費生活協同組合財務処理規則】

(解散の許可申請)

第九条 法第六十二条第二項の規定による総会の議決による解散の認可の申請書には、理由書、総会の議事録の謄本、財産目録及び貸借対照表を添附しなければならない。

【消費生活協同組合法施行規則】

(継続の認可申請)

第十条 法第六十三条第一項但書の規定による組合の継続の認可の申請書には、組合員の三分の二以上の同意を証する書面を添附しなければならない。

(新規)

のである場合（当該吸収合併契約につき吸収合併消滅組合の総組合員の同意を得た場合を除く。）において、次のイからハまでに掲げるときは、当該イからハまでに定める事項（当該事項が日本語以外の言語で表示されている場合にあつては、当該事項（氏名又は名称に係る事項を除く。）に相当する事項を日本語で表示した事項）

イ 当該金銭等が当該法人等の株式、持分その他これらに準ずるものである場合 当該法人等の定款その他これに相当するもの内容 当該法人等がその貸借対照表その他これに相当するもの内容（法第二十四条第一項の規定により有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しているものでない場合 当該法人等の過去五年間の貸借対照表その他これに相当するもの（設立後五年を経過していない法人等にあつては、成立後の各事業年度に係るもの）の内容

ハ 当該法人等について登記（当該法人等が外国の法令に準拠して設立されたものであるときは、会社法第九百三十三条第一項の外国会社の登記又は非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第二百二十四条の外国法人の登記に限る。）がされていない場合 次に掲げる事項

- (1) 当該法人等を代表する者の氏名又は名称及び住所
- (2) 当該法人等の取締役、会計参与、監査役その他の役員の名又は名称

#### 四 吸収合併存続組合についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、損益計算書、監査報告及び会計監査報告（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な

債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十八条の四第一項各号に掲げる日のいずれか早い日（以下この条において「吸収合併契約等備置開始日」という。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併消滅組合（法第六十二条第一項各号の事由による解散により清算をする組合及び法第七十三条において準用する会社法第四百七十五条第二号の規定により清算をする組合（以下「清算組合」という。）を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

六 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十八条の二第六項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定により吸収合併について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

七 吸収合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

第③条 法第六十八条第二項第四号に規定する厚生労働省令で定めるものは、吸収合併消滅組合の定めたものとする。

（新規）

（吸収合併存続組合の事前開示事項）

第④条 法第六十八条の二第一項に規定する吸収合併契約の内容その



他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 法第六十六条第四号に掲げる事項についての定め（当該定めがない場合にあつては、当該定めがないこと）の相当性に関する事項

二 吸収合併消滅組合（清算組合を除く。）についての次に掲げる事項

イ 最終事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、損益計算書、監査報告及び会計監査報告（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十八条の二第一項各号に掲げる日のいずれか早い日（以下この条において「吸収合併契約等備置開始日」という。）後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 吸収合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 吸収合併存続組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、吸収合併存続組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（吸収合併契約等備置開始日後吸収合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続組合の債務（法第六十八条の二第六項において準用する法第四十九条及び

（新規）

第四十九条の二の規定により吸収合併について異議を述べることができ、債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込みに関する事項

六 吸収合併契約等備置開始日後吸収合併が効力を生ずる日までの間に、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

(吸収合併存続組合の事後開示事項)

第②条 法第六十八条の二第七項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 吸収合併が効力を生じた日
- 二 吸収合併消滅組合における法第六十八条第四項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続の経過
- 三 吸収合併存続組合における法第六十八条の二第六項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続の経過
- 四 吸収合併により吸収合併存続組合が吸収合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項
- 五 法第六十八条第一項の規定により吸収合併消滅組合が備え置いた書面又は電磁的記録に記載又は記録がされた事項（吸収合併契約の内容を除く。）
- 六 前各号に掲げるもののほか、吸収合併に関する重要な事項

(新設合併消滅組合の事前開示事項)

第③条 法第六十八条の三第一項に規定する新設合併契約の内容その他厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 法第六十七条第四号に掲げる事項についての定め、の相当性に関する事項
- 二 他の新設合併消滅組合（清算組合を除く。以下この号において同じ。）についての次に掲げる事項
- イ 最終事業年度に係る事業報告書、貸借対照表、損益計算書、

(新規)

(新規)

監査報告及び会計監査報告（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅組合の成立の日における貸借対照表）の内容

ロ 他の新設合併消滅組合において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、他の新設合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（法第六十八条の三第一項各号に掲げる日のいずれか早い日（以下この条において「新設合併契約等備置開始日」という。）後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

三 他の新設合併消滅組合（清算組合に限る。）が法第七十三条において準用する会社法第四百九十二条第一項の規定により作成した貸借対照表

四 当該新設合併消滅組合（清算組合を除く。）において最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあつては、当該新設合併消滅組合の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の組合財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容（新設合併契約等備置開始日後新設合併の効力が生ずる日までの間に新たな最終事業年度が存することとなる場合にあつては、当該新たな最終事業年度の末日後に生じた事象の内容に限る。）

五 新設合併が効力を生ずる日以後における新設合併設立組合の債務（他の新設合併消滅組合から承継する債務を除く。）の履行の見込みに関する事項

六 新設合併契約等備置開始日後、前各号に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項

（新設合併設立組合の事後開示事項）

第⑥条 法第六十八条の四第六項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 新設合併が効力を生じた日
- 二 法第六十八条の三第四項において準用する法第四十九条及び第四十九条の二の規定による手続の経過
- 三 新設合併により新設合併設立組合が新設合併消滅組合から承継した重要な権利義務に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、新設合併に関する重要な事項

(組合の合併の認可の申請)

第⑨条 法第六十九条第一項の規定により組合の合併の認可を申請しようとする者は、次の書類を添えて提出しなければならない。

- 一 合併理由書
- 二 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の定款
- 三 合併契約の内容を記載した書面又はその謄本
- 四 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の事業計画書
- 五 合併後存続する組合又は合併によつて設立する組合の収支予算書
- 六 合併の当事者たる組合が合併に関する事項につき議決した総会又は総代会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 七 法第四十七条の二第二項の規定に基づく総会の招集があつた場合には、当該総会までの経過を記載した書類及び当該総会の議事録又はその謄本
- 八 合併の当事者たる組合が作成した最終事業年度末日における貸借対照表(最終事業年度がない場合にあつては、合併の当事者たる組合の成立の日における貸借対照表)
- 九 合併の当事者たる組合が法第六十八条第四項、第六十八条の二第六項及び第六十八条の三第四項において準用する法第四十九条

(新規)

【消費生活協同組合法施行規則】

(合併の認可申請)

第十一条 法第六十五条第二項の規定による合併の認可の申請書には、第四条に掲げる書類のほか合併契約書及び合併後存続する組合又は合併により設立する組合の定款並びに法第六十六条の場合においては、申請者が同条の規定により選任せられた者であることを証する書面を添付しなければならない。

第三項の規定による公告及び催告（同条第五項の規定により公告を官報のほか法第二十六条第三項の規定による定款の定めに従い同項第二号又は第三号に掲げる公告方法によつてした場合にあつては、これらの方法による公告）をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、法第四十九条の二第二項の規定により当該債権者に対し弁済し、若しくは相當の担保を提供し、若しくは当該債権者に弁済を受けさせることを目的として相當の財産の信託をしたこと又は当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないことを証する書面

2 合併により組合を設立しようとする場合にあつては、前項の書類のほか、合併によつて設立する組合の役員の名及び住所を記載した書面並びにこれらの役員を選任及び前項第二号、第四号及び第五号の書類の作成が法第六十八条の四第二項の規定による設立委員によつてなされたものであることを証する書面を提出しなければならぬ。

（権限の委任）

第⑨条 法第九十七条の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（地域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる組合に関する権限を除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十条第三項に規定する権限

二 法第十二条第四項及び第六項に規定する権限

三 法第十二条の二第三項において準用する保険業法第三百五条、

第三百六条及び第三百七条に規定する権限

四 法第三十条の二第二項（法第三十条の九第五項及び第七十三条において準用する場合を含む。）に規定する権限

【消費生活協同組合法施行規則】

（権限の委任）

第十一条の三 法第九十七条の四第一項の規定により、次に掲げる厚生労働大臣の権限（地域又は職域が二以上の地方厚生局の管轄区域にわたる組合に関する権限を除く。）は、地方厚生局長に委任する。ただし、第十九号から第二十五号までに掲げる権限は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げない。

一 法第十二条第三項及び第五項に規定する権限

二 法第二十六条第四項に規定する権限

- 五 法第四十条第四項から第六項及び第八項に規定する権限
- 六 法第五十条の二第五項に規定する権限
- 七 法第五十条の四第一項に規定する権限
- 八 法第五十条の五に規定する権限

九 法第五十条の九に規定する権限

十 法第五十条の十二第二項及び第三項に規定する権限

十一 法第五十条の十三に規定する権限

十二 法第五十条の十四第一項に規定する権限

十三 法第五十三条の四第一項及び第三項に規定する権限

十四 法第五十三条の五に規定する権限

十五 法第五十三条の十第一項から第三項及び第四項において準用

する民事再生法第六十一条に規定する権限

十六 法第五十三条の十三第一項に規定する権限

十七 法第五十三条の十七第二項（法第五十三条の十九第二項にお

いて準用する場合を含む。）に規定する権限

十八 法第五十七条第一項に規定する権限

十九 法第五十七条第二項（法第六十二条第三項及び第六十九条第

二項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二十 法第五十八条（法第四十条第七項、第六十二条第三項、第六

十三条第三項及び第六十九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する権限

二十一 法第五十九条第二項及び第三項（法第四十条第七項、第六

十二条第三項、第六十三条第三項及び第六十九条第二項において

準用する場合を含む。）に規定する権限

二十二 法第六十二条第二項に規定する権限

三 法第三十三条第三号に規定する権限

四 法第四十二条において読み替えて準用する民法（明治二十九年法律第八十九号）第五十六条に規定する権限

五 法第四十三条第三項から第五項まで及び第七項に規定する権限

六 法第五十条の二第五項に規定する権限

七 法第五十条の四第一項に規定する権限

八 法第五十条の六第一項に規定する権限

九 法第五十条の七第一項に規定する権限

十 法第五十七条第一項に規定する権限

十一 法第五十七条第二項（法第六十二条第三項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限

十二 法第五十八条（法第四十三条第六項、第六十三条第三項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限

十三 法第五十九条第二項及び第三項（法第四十三条第六項、第六十二条第三項、第六十三条第三項及び第六十五条第三項において準用する場合を含む。）に規定する権限

十四 法第六十二条第二項に規定する権限

二十三 法第六十四条第二項に規定する権限  
二十四 法第六十九条第一項に規定する権限

二十五 法第八十九条第二項に規定する権限

二十六 法第九十二条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十四条及び第二十五条第三項に規定する権限

二十七 法第九十二条の二第一項及び第二項に規定する権限

二十八 法第九十三条に規定する権限

二十九 法第九十三条の二に規定する権限

三十 法九十三条の三第一項及び第二項に規定する権限

三十一 法第九十四条第一項から第五項に規定する権限

三十二 法第九十四条の二第一項、第二項、第四項及び第五項に規定する権限

三十三 法第九十五条に規定する権限

三十四 法第九十六条第一項に規定する権限

三十五 法第九十六条の二に規定する権限

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法）

第⑤条 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定める方法は、次に掲げる規定の電磁的記録（法第二十五条の二第三項第二号に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法とする。

一 法第二十五条の二第三項第二号

二 法第二十六条の五第二項第二号

十五 法第六十四条第二項に規定する権限

十六 法第六十五条第二項に規定する権限

十七 法第七十三条において準用する民法第八十三条並びに非訟事件手続法（明治三十一年法律第十四号）第三百三十五条の二十五第二項及び第三項に規定する権限

十八 法第九十二条において準用する商業登記法（昭和三十八年法律第二百五号）第十四条及び第二十五条第三項に規定する権限

十九 法第九十三条に規定する権限

二十 法第九十三条の二に規定する権限

二十一 法第九十三条の三第一項に規定する権限

二十二 法第九十四条第一項から第五項までに規定する権限

二十三 法第九十四条の二に規定する権限

二十四 法第九十五条に規定する権限

二十五 法第九十五条の二に規定する権限

二十六 法第九十六条第一項に規定する権限

（新規）

三 法第三十条の七第三項第二号（法第七十三条において準用する場合を含む。）

四 法第三十一条の七第十一項第三号（法第七十三条において準用する場合を含む。）

五 法第三十一条の八第三項において読み替えて準用する会社法第三百九十六条第二項第二号

六 法第三十二条第三項第二号

七 法第四十五条第四項第二号（法第七十三条において準用する場合を含む。）

八 法第四十九条第二項第二号

九 法第五十三条の九第二項第三号

十 法第六十八条第二項第三号

十一 法第六十八条の二第二項第三号

十二 法第六十八条の二第九項第三号

十三 法第六十八条の三第二項第三号

十四 法第六十八条の四第八項第三号

（電磁的記録の備置きに関する特則）

第⑧条 次に掲げる規定に規定する厚生労働省令で定めるものは、組合の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて組合の主たる事務所又は従たる事務所において使用される電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法とする。

一 法第二十六条の五第三項

二 法第三十条の七第二項

三 法第三十一条の七第十項

四 法第四十五条第三項（法第七十三条において準用する場合を含む。）

（新規）